

2025 年度(令和 7 年度) 第 5 回 藤沢市ケアラー支援協議会 次第

日 時 2026 年(令和 8 年)1 月 13 日(火)
10 時 30 分から正午まで
会 場 藤沢市役所本庁舎 8 階
8-1・8-2 会議室及びオンライン

1 開 会(5 分_10:30~10:35)※()内は、目安時間

- (1)開会
- (2)資料及び委員の出席状況確認<資料 1>
- (3)前回議事録の確認<資料 2>

2 議 題(75 分_10:35~11:50)

- (1)第 4 回協議会の確認について<資料 3>
- (2)パブリックコメントの結果について<資料 4> <参考>
- (3)ケアラー支援推進計画【最終案】について<資料 5>
- (4)ケアラー支援シンポジウムについて<資料 6>
- (5)その他
 - ア ケアラーへの情報提供について<資料 7>
 - イ その他

3 閉 会(10分_11:50~12:00)

(1)事務連絡

(2)閉会

<資料等>

資料1 2025年度(令和7年度)藤沢市ケアラー支援協議会委員等名簿

資料2 2025年度(令和7年度)第4回藤沢市ケアラー支援協議会議事要旨(案)

資料3 第4回協議会のおさらい

資料4 「藤沢市ケアラー支援推進計画(案)」に関するパブリックコメントの実施結果について

資料5 ケアラー支援推進計画【最終案】

資料6 ケアラー支援シンポジウム企画(案)

資料7 情報交換シートまとめ

参考 かわせみボイスからの回答及び意見

【次回開催】

日 付 2026年(令和8年)5月頃

以 上

2025年度(令和7年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員等 名簿

<委員>

No	氏 名 (敬 称 略)	選 出 母 体 等	選出区分 【規則第5条】
1	大西 剛	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会	関係機関及び民間支援団体に属する者
2	長岡 豊和	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会	
3	深見 勝弘	藤沢市障がい児者ヘルパー事業所連絡会	
4	山田 大悟	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク	
5	和田 健太郎	藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会	
6	大慈 めぐみ	藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会	
7	北野 範之	藤沢市社会福祉協議会 CSW総括	
8	松本 眞理子	藤沢市民生委員児童委員協議会	
9	後藤 智子	小学校長会(天神小学校)	
10	大川 千幸	中学校長会(高倉中学校)	
11	伊草 光一	若年性認知症本人と家族の会『絆会』	ケアラーまたは元ケアラー
12	樫山 枝里	ひとりやないで！～統合失調症の親と向き合う子向け家族会～	
13	中澤 美子	チャレンジⅡご家族向け日中活動事業	
14	田中 誠実	藤沢商工会議所	市内企業に属する者
15	興邊 義人	湘南地域連合	労働者団体に属する者
16	青木 由美恵	関東学院大学看護学部	学識経験のある者

<オブザーバー>

No	氏 名	所 属
1	井出 猛	福祉部 福祉事務所 兼 生活援護課
2	田口 真由美	福祉部 障がい者支援課
3	山中 信正	福祉部 高齢者支援課
4	黒坂 稔之	教育部 教育指導課

<事務局>

No	氏 名	所 属 等
1	古郡 亘幸	福祉部長
2	横田 隆一	福祉部 地域福祉推進課
3	高橋 伸明	
4	宮治 亮子	
5	木村 雄介	
6	上村 光代	
7	鎌田 美	
8	高比良 幸加梨	
9	鎌田 雄太	
10	鈴木 憲二郎	福祉部 福祉総務課

11	青木 武彦	福祉部 福祉総務課
12	飯田 達彦	
13	鶴井 真保	子ども青少年部 こども家庭センター
14	中村 佳奈	健康医療部 保健予防課
15	立神 和宏	
16	吉澤 宏直	経済部 産業労働課
17	高瀬 有希	教育部 教育総務課

2025年度(令和7年度) 第4回 藤沢市ケアラー支援協議会 議事要旨(案)

I.開催概要

- 1 開催日時 2025年(令和7年)10月22日(水)
午前10時30分～正午
- 2 開催場所 藤沢市役所分庁舎2階 活動室1・活動室2 及びオンライン
- 3 開会(5分_10:30～10:35)(※()内は、目安時間)
 - (1)開会
 - (2)資料及び委員の出席状況確認
 - (3)前回議事録の確認
- 4 議題(75分_10:35～11:50)
 - (1)第3回協議会の確認について
 - (2)(改)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について
 - (3)パブリックコメント及び議会報告等について
 - (4)その他
- 5 閉会(10分_11:50～12:00)
 - (1)事務連絡
 - (2)閉会

II.会議の概要(議事要旨)

1 開会

事務局の司会進行のもと、資料確認、参加者の確認を行った。

2 議題

議題(1)第3回協議会の確認について

ア《資料3について事務局より説明》

イ質疑応答 ⇒ 特になし

議題(2)(改)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について

ア《資料4について事務局より説明》

イ 意見交換

【深見委員】

教育委員会の校内支援担当者会等の発信内容について教えてほしい。

【黒坂指導主事】

担当者にアンテナを張ってもらう、市の事業の情報提供、それらの復命をお願いし

ている。

【青木会長】

めざす将来像について意見はあるか。

【山田委員】

条例の名前に関して、色々な受け取り方ができるので良いと思う。

【伊草委員】

障がいを抱えていることで差別的な目で見られることを減らしたいため加筆を希望する。

【和田委員】

読んだ人がケアされる人する人を大切に思えるか、それをどう評価するか。

【大西委員】

何によって大切にされるか、社会からなのかとか、そういうものを越えても良いのでは。世代や種別を問わず皆さんが大切にされる意味合いが含まれると明確になるのでは。

【深見委員】

読み手によって感覚が変わるのは良いと思う。

【青木会長】

一人ひとりが捉えられる余白を残した形で進めていく。

議題(3)パブリックコメント及び議会報告等について

ア 《資料5・6 について事務局より説明》

イ 意見交換

【中澤委員】

ケアラー支援条例の認知度はどうなっているのか。

【事務局】

今後別事業でアンケートをとるので、そこで関心をもった市民の方がホームページを見て効果が出てくることを期待している。

【田中委員】

商工会議所のホームページから市にリンクして周知して良いか。

【青木会長】

阻むものではない。

【深見委員】

商工会議所の発行物にチラシを折り込むことはできるか。

【田中委員】

月末までにもらえるのであれば可能。

【北野委員】

外国にルーツのある方の意見を吸い上げるという視点も大切。

【事務局】

計画書を多言語にするのは簡単ではない。ただ、わかりやすい版を作っているので、日本語訳とするならば、このレベルになる可能性が高い。

ウ 《資料 7・8 について事務局より説明》

エ 意見交換

【青木会長】

かわせみボイスについて、学校で紹介の時間やアクセスする時間はあるのか。

【大川委員】

学校によって違う。

【後藤委員】

教職員には周知している。ただ児童・生徒には言っていないのではないかと。児童・生徒が知れば使う機会になるのではないかと思う。

議題(4)その他

ア 《資料 9 について事務局より説明》

イ 意見交換

【深見委員】

学校等にチラシを配布することは可能か。

【大川委員】

最近は、紙ではなく電子ツールで発信している。

【後藤委員】

紙の方が児童・生徒は見ると思う。

【青木会長】

保護者は電子で、児童・生徒は紙ベースでご検討いただきたい。

ウ 10 月 25 日号広報ふじさわについて《事務局より説明》⇒質疑応答なし

エ 図書館展示について《事務局より説明》⇒質疑応答なし

オ 委員より資料 7 について補足

【大慈委員】

わかりやすい版について、委員の皆さんが見る機会はあるのか。体に困っている人は減っていることを児童・生徒はそのまま受け取るのではないかと。知的という言葉を使い換えできないか。文章に誤字があるように思える。

【青木会長】

わかりやすい版を委員が見る機会について事務局としてはどのように考えるか。

【事務局】

来週の月曜日までは意見を募る。

【北野委員】

幅広い年齢層の児童・生徒に分かりやすい表現にすると余計混乱する部分もあると思う。

【和田委員】

外国にルーツがある方について、わかりやすい版を活用するのはどうか。

3 閉会

(1) 事務連絡

【事務局】

事務連絡。次回会議について来年1月13日火曜日午前10時30分から
本庁舎8階8-1・8-2会議室で開催を予定。

(2) 地域福祉推進課横田課長のもと、閉会。

第4回協議会のおさらい



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター ふじキュン♡

1 第4回協議会の内容

【協議事項】

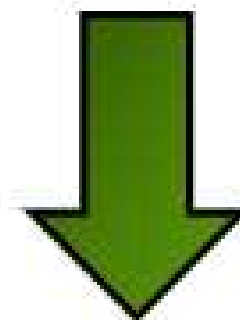
- ◆（改）【仮称】ケアラー支援推進計画（素案）について
- ◆パブリックコメント及び議会報告等について

2 (改)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について

【意見交換内容】

◆ めざす将来像について

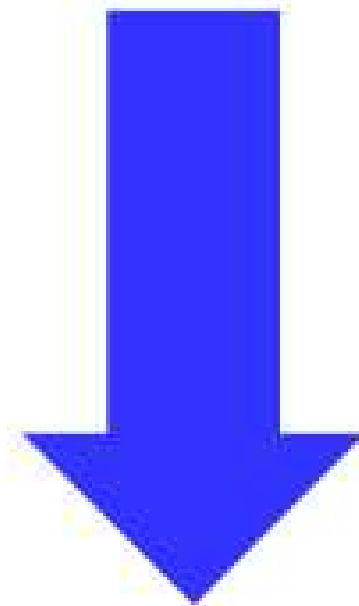
- 多様な解釈が可能な点が良い
- 障がい者への差別を減らすための文言追加
- 「大切にされる」とは社会的評価を超え、世代や属性を問わず包摂的に理解される
- 読み手によって感覚が異なることは許容



＜一人ひとりが自由に解釈できる余白を残した形で進める方針＞

2 (改)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について

その他のご意見を含め
委員の方々からの多くの意見を反映できるように



次回協議会までにブラッシュアップ
<最終案>

3 パブリックコメント及び議会報告等について

【意見交換内容】

- ◆ 商工会議所のホームページから市の関連ページへのリンク設置や、発行物へのチラシ折り込みによる周知は可能
- ◆ 外国にルーツを持つ人々の意見を取り入れる視点が重要
- ◆ 計画書の多言語化は難しいが、分かりやすい日本語版を作成及びかわせみボイスを活用予定
 - 学校での「かわせみボイス」紹介やアクセス時間は学校によって異なる
 - 教職員には周知されているが、児童・生徒には十分に伝わっていない可能性あり
 - 児童・生徒が知ることで利用機会が増えると考えられる

「藤沢市ケアラー支援推進計画(案)」に関するパブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

件名	藤沢市ケアラー支援推進計画(案)
公募期間	2025年(令和7年)11月11日から 2025年(令和7年)12月15日まで
資料の閲覧場所	地域福祉推進課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター、各地域包括支援センター、各障がい者地域相談支援センター、市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ10月25日号、市ホームページ、LINE
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、その他利害関係者
意見の提出方法	所定の意見提出書又は任意の用紙により、郵送・FAX・持参・市ホームページ意見提出フォームのいずれかの方法で提出

2 実施結果

(1)意見提出状況

項目	件数
(1)郵送	0件
(2)FAX	0件
(3)持参	0件
(4)ホームページ	5件
合 計	5件

(2)意見の内訳

項目	件数
(1)基本理念	0件
(2)めざす将来像	0件
(3)市の責務及び市民などの役割等	0件
(4)基本施策	4件
(5)その他	2件
合 計	6件

(3)提出された意見等の内容と市の考え方について 別紙のとおり

別紙

提出された意見の内容と市の考え方について

「(4)基本施策」について

類型化した意見・提案	ご意見に対する市の考え方
自治体や担当部門の縦割りにより、子育て支援と介護支援の連携が取れず相談窓口が分散・不明瞭であるため、部門横断の連携を強化し、必要な情報と支援を受けられる体制を整備してほしい。	関係機関などの連携につきましては、「4計画の構成」(4)基本施策_③基本施策3関係機関等によるケアラーの早期発見と連携の促進」において記載しており、包含しているものと考えております。 ご指摘の自治体間の連携につきましては、機会を見て他市町村に情報提供させていただきます。
AI 技術(会話型 AI、服薬リマインダー、診断支援等)を活用した認知症支援とケアラー負担軽減の仕組みを計画に盛り込んでほしい。地域の医療・介護機関との連携や実証支援を求める。	計画は、理念計画であり、個々具体的な事業について、本計画では記載しないこととしており、提案の事項は、相談窓口の整備や支援体制の整備を進める中で、個々に実施していく事業として検討するもの一つだと考えます。
ケア終了後のグリーフ対応が不足しているため、悲しみを受け止め続けられる静かな居場所(公的施設内のスペース等)やフォローの仕組みが欲しい。	ケア終了後の状況を考えますと、それまで係わっていた関係者が去ることで新たな孤独・孤立を生むきっかけになる可能性があり、重要な問題と考えます。このことからグリーフケアについては、段階的に検討できるよう計画に追記したいと考えます。
家庭内でケアラーを確保できない・ケアへの当事者意識が得られない問題や、医療・包括支援の側が日常生活を把握せず必要なケアを提供していない点を是正してほしい。	計画の枠組みから今回の計画に盛り込むことは難しいと考えますが、ご意見につきましては、関係部署と情報共有していきます。

「(5)その他」について

類型化した意見・提案	ご意見に対する市の考え方
「ヤングケアラー」に加えて「若者ケアラー」も明記し、文言を統一すべきである。	ご指摘の箇所につきましては、「(4)基本施策_①基本施策1「ケアラー及びケアラー支援に関する理解の促進」の部分になります。ご指摘のとおり「学校等は、ヤングケアラーへの適切な支援を…」を、条例や、計画案の他の箇所と同様に「学校等は、ヤングケアラーや若者ケアラーへの適切な支援施…」に修正します。
公開の仕方に関するご意見	今後の参考にさせていただきます。

※ いただいたご意見は、類型化し回答しています。

※ ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

かわせみボイスからの回答及び意見

期間:令和7年11月28日～12月19日

【 概 要 】

◆ 内容

- かわせみボイスに分かりやすい日本語版を掲載
- 小中学生を中心とした方々に藤沢市ケアラー支援推進計画についてご意見をいただいた。

◆ 閲覧者には三つ設問を用意

- 設問1 ケアラー(家族や身近な人の世話をする人)について、あなたはどのように感じますか？
- 設問2 学校や地域でケアラーを助けるために、どれが一番に必要だと思いますか？
- 設問3 自由記述

◆ 閲覧者数 ➤ 10人

設問1 ケアラー(家族や身近な人の世話をする人)について、あなたはどのように感じますか？

「ケアラー」についてどう思う？



ケアラー (家族や身近な人の世話をする人) について、あなたはどのように感じますか？

投票 投票状態



とても大切だと思う (助ける人も助けられる人も大事にするべき)	4票
大切だとは思いますが、よくわからないところがある	1票
あまり関係ないと思う	0票
わからない・答えられない	0票

ホームに戻る

設問2 学校や地域でケアラーを助けるために、どれが一番に必要だと思いますか？



「ケアラー」についてどう思う？

トップ



ケアラー（家族や身近な人の世話をする...



学校や地域でケアラーを助けるために、...



「ケアラー」について、思ったこと、考...



学校や地域でケアラーを助けるために、どれが一番に必要だと思いますか？

投票

投票状態



	学校の勉強や出席を助けるしくみ（配慮や支援）	2票
	周りの大人や友だちが話を聞いてくれるしくみ（相談できる場）	1票
	家や地域で助けてくれる人を増やすこと（ボランティアやサポート）	1票
	ケアラーのことをみんなに知ってもらう学習や広報	0票
	わからない・答えられない	0票

ホームに戻る



藤沢市 子ども総務課

TEL : 0456-50-3562 mail : fj1-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

設問3 自由記述

- ▶ 夜間、頼れる人がいないケアラーさんにとって、「少し話せる」「見守ってくれる」存在があるだけで安心が生まれます。
- ▶ ヤングケアラーであっても、遊んだり、勉強できたりできる環境を整えて、将来の選択肢が広げられる社会になると良いと思う。

藤沢市ケアラー支援推進計画【最終案】

2026 年(令和 8 年)○月
藤沢市

【目次】

1 計画の基本的な考え方	- 1 -
(1)計画策定の背景及び趣旨	- 1 -
① 背景	- 1 -
② 趣旨	- 2 -
(2)計画の性格と位置づけ.....	- 3 -
① 性格	- 3 -
② 位置づけ.....	- 3 -
(3)計画の期間.....	- 3 -
(4)ケアラー等の定義	- 3 -
2 ケアラーを取り巻く状況	- 5 -
(1)本市の少子高齢化の状況	- 5 -
① 高齢化の状況	- 6 -
② 要介護度別認定者の割合の推移と見通し	- 7 -
③ 少子化の進行状況及び今後の見通し	- 8 -
(2)障がい者の状況	- 10 -
(3)ひとり親家庭に関する状況.....	- 11 -
(4)生活保護世帯の推移	- 12 -
(5)ビジネスケアラー等に関する状況.....	- 13 -
(6)ケアラーの状況把握について	- 14 -
① 全国のヤングケアラーの状況	- 14 -
② 神奈川県家族介護者の状況	- 15 -
3 ケアラー及びケアラー支援の課題等	- 16 -
(1)ケアラー及びケアラー支援の現状	- 16 -
(2)ケアラーを取り巻く課題	- 16 -
① ケアラーやケアラー支援についての理解不足の解消	- 16 -
② ケアラー支援の情報発信と啓発の不足.....	- 17 -
③ ケアラーの早期発見と関係機関の連携の重要性.....	- 18 -
④ ケアラー支援を行う人材の育成不足.....	- 18 -
4 計画の構成.....	- 20 -
(1)基本理念.....	- 20 -
(2)めざす将来像	- 21 -
(3)市の責務及び市民などの役割等.....	- 21 -
① 市の責務及び活動指針	- 21 -
② 市民等の役割及び活動指針	- 21 -
③ 事業者の役割及び活動指針	- 22 -

④ 関係機関の役割及び活動指針	22 -
⑤ 学校等の役割及び活動指針	23 -
(4) 基本施策	25 -
① 基本施策 1 「ケアラー及びケアラー支援に関する理解の促進」	25 -
② 基本施策 2 「ケアラー支援に係る広報及び普及啓発の促進」	26 -
③ 基本施策 3 「関係機関等によるケアラーの早期発見と連携の促進」	27 -
④ 基本施策 4 「ケアラー支援を担う人材育成の推進」	28 -
(5) 施策の体系図	29 -
5 ライフステージとケアラーの関係性	30 -
6 事例紹介	32 -
(1) 事例: 妻と息子のダブルケア	33 -
キーワード: ケアラーの視点、ダブルケア、若年性認知症、重度自閉症	
(2) 事例: 親の精神疾患に伴う子どもの生活課題と支援	37 -
キーワード: ケアラーの視点、ヤングケアラー、精神疾患、地域からの孤立	
(3) 事例: 家族以外との関わりが希薄な方の支援	41 -
キーワード: 相談支援の視点、発達障がい、ビジネスケアラー、支援者間の連携	
(4) 事例: 孤立していく外国にルーツのある中学生への支援	45 -
キーワード: 相談支援の視点、外国にルーツ、ヤングケアラー、不登校	
(5) 事例: 常勤登用後に家族状況の変化により離職したケース	49 -
キーワード: 事業主の視点、ビジネスケアラー、介護離職	
7 資料編	52 -
(1) ケアラー支援に資する事業	52 -
① ケア対象者が利用できる制度[ケアラーのレスパイト(休息)のため]	52 -
② ケアラーへの心身のケア	53 -
③ ケアラーの人生設計と一緒に考える支援	54 -
④ ケアラーへの学習支援	54 -
⑤ ケアラーの就労に関する支援	55 -
⑥ ケアラーやその家族への経済的支援	56 -
⑦ ケアラーを含む世帯への日常生活の支援	60 -
(2) パブリックコメントの実施状況	63 -
(3) 藤沢市ケアラー支援協議会	66 -
① 2025 年度(令和 7 年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員 名簿	66 -
② 藤沢市ケアラー支援協議会規則	67 -
③ 計画の策定経過	69 -

1 計画の基本的な考え方

(1)計画策定の背景及び趣旨

① 背景

2025 年(令和 7 年)に「団塊の世代」の全てが 75 歳以上の後期高齢者となり、2040 年(令和 22 年)には「団塊ジュニア世代」が 65 以上の高齢者になります。高齢化の進展や家族のライフスタイルの変化に伴い、家族の介護負担が増加する中、社会では「家族が介護するのは当たり前」という考え方が、依然として根強く残っています。特に、学齢期にあっても日常的に家族の介護や看護を行うことで、学業や友人関係に影響が出ている子どもたちや、介護と仕事の両立が難しく、「介護離職」を迫られる人々がいることも社会問題となっています。

本市では、「老々介護」、「8050・9060 問題」、「ダブルケアラー」、「ヤングケアラー」、「若者ケアラー」及び「ビジネスケアラー」などの課題に直面する中、複雑化・多様化した世帯のニーズに対応するため、ケアを必要とする人への支援とともに、ケアを担う“ケアラー”に向けた支援についても、その必要性を捉え、取組を進めております。

今日に至るまで、日常生活で困難や生きづらさを抱える人など社会的に孤立しやすい人々が、既存の制度やサービスの対象外となる状況に対応すべく市の各部門が連携し、重層的支援を提供する取組を推進しながら年齢や属性を問わない包括的な相談支援体制の構築をめざしてきました。

また、藤沢型地域包括ケアシステムの推進を掲げ、ケアが必要な人々ととどまらず、ケアを担う人の人生(その人らしい生き方)にも目を向け、ケアラーに対する支援を検討するとともに、国などとの情報交換を進めながら、一般社団法人日本ケアラー連盟や大学等との協力のもと、全国に先駆け、2016 年(平成 28 年)に、市内小・中・特別支援学校の教員を対象としたヤングケアラーに関するアンケート調査を実施しました。

一方、神奈川県では、2021 年(令和 3 年)に神奈川県ケアラー(家族介護者)の実態調査が行われ、国では、子ども・子育て支援推進調査研究事業に

おいて 2020 年(令和 2 年)から 2022 年(令和 4 年)にかけて、ヤングケアラーの実態に関する調査研究が実施されました。

このように本市、神奈川県、国においてケアラー支援に関する調査等が進み、世の中でもケアラーへの関心が高まる中、2024 年(令和 6 年)12 月の藤沢市議会定例会において「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(以下「ケアラー支援条例」という。)」が、全会一致で可決されました。

ケアラー支援条例では、ケアラー支援に関する基本理念を定め、市の責務や市民、事業者、関係機関、学校等の役割を明確にし、ケアをされる人もケアをする人もどちらも大切にされ、夢と希望をもって健康で文化的な自分らしい人生を送ることができる社会をめざしています。また、ケアラーの定義や計画の策定、ケアラー支援協議会の設置、広報・啓発活動、早期発見の重要性などが規定されました。

② 趣旨

先に述べたとおり、超高齢社会の進展に伴い、ケアを必要とする人々やそのご家族の負担はますます増大しています。ケアニーズの多様化や、仕事とケアの両立の難しさから生じる介護離職の問題も深刻化している状況です。

また、社会的孤立や生活の困難を抱える人々への重層的な支援が一層求められています。加えて、社会構造や経済環境の変化、価値観の多様化、地域コミュニティへの関心の希薄化が進む中、先行きの見えない生活への不安が広がっています。

こうした社会情勢のなかで、特に影響を受けやすいと考えられるケアラーへの支援について、本市はケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、その支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、藤沢市ケアラー支援推進計画(以下「ケアラー支援計画」という。)を策定することとしました。

(2)計画の性格と位置づけ

① 性格

ケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、市の責務及び市民等、事業者、関係機関、学校等の役割や行動の指針、支援に対する考え方を記載します。また、藤沢市地域福祉計画をはじめとする福祉分野の計画や、保健・医療、教育、経済等関連する分野の計画と整合性が保たれるよう配慮します。

② 位置づけ

地域共生社会の実現に向け、ケアラー支援条例第 9 条の規定に基づき策定するケアラー支援に関する施策を実施するための独立した計画として位置づけます。

(3)計画の期間

計画策定当初は、2026 年度(令和 8 年度)から 2029 年度(令和11年度)の 4 年間とします。2030 年度(令和 12 年度)以降については、地域福祉計画の改定(予定)の時期に合わせ、3 年ごとに改定していく予定です。

(4)ケアラー等の定義

ケアラー支援計画における各用語の意義は、ケアラー支援条例に基づき、次のとおりとします。

【ケアラー】

- 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助(以下「介護等」という。)を提供する者をいいます。

【ヤングケアラー】

- ケアラーのうち、18 歳未満の者をいいます。

【若者ケアラー】

- ケアラーのうち、18 歳からおおむね 40 歳に達するまでの者をいいます。

【ビジネスケアラー】

- ケアラーのうち、主として仕事をしている者をいいます。

【ダブルケアラー】

- 「子育てと親族等の介護」、「障がいのある子と親族等の介護」など、同時に二つ担う者をいいます。

【ケア対象者】

- ケアラーから介護等の提供を受ける者をいいます。

【市民等】

- 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいいます。

【事業者】

- 市内で事業活動を行う者をいいます。

【関係機関】

- 介護、医療、教育、就労、児童・生徒の福祉、障がい者、障がい児又は生活困窮者の支援その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいいます。

【学校等】

- 関係機関のうち、ヤングケアラー又は若者ケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいいます。

【民間支援団体】

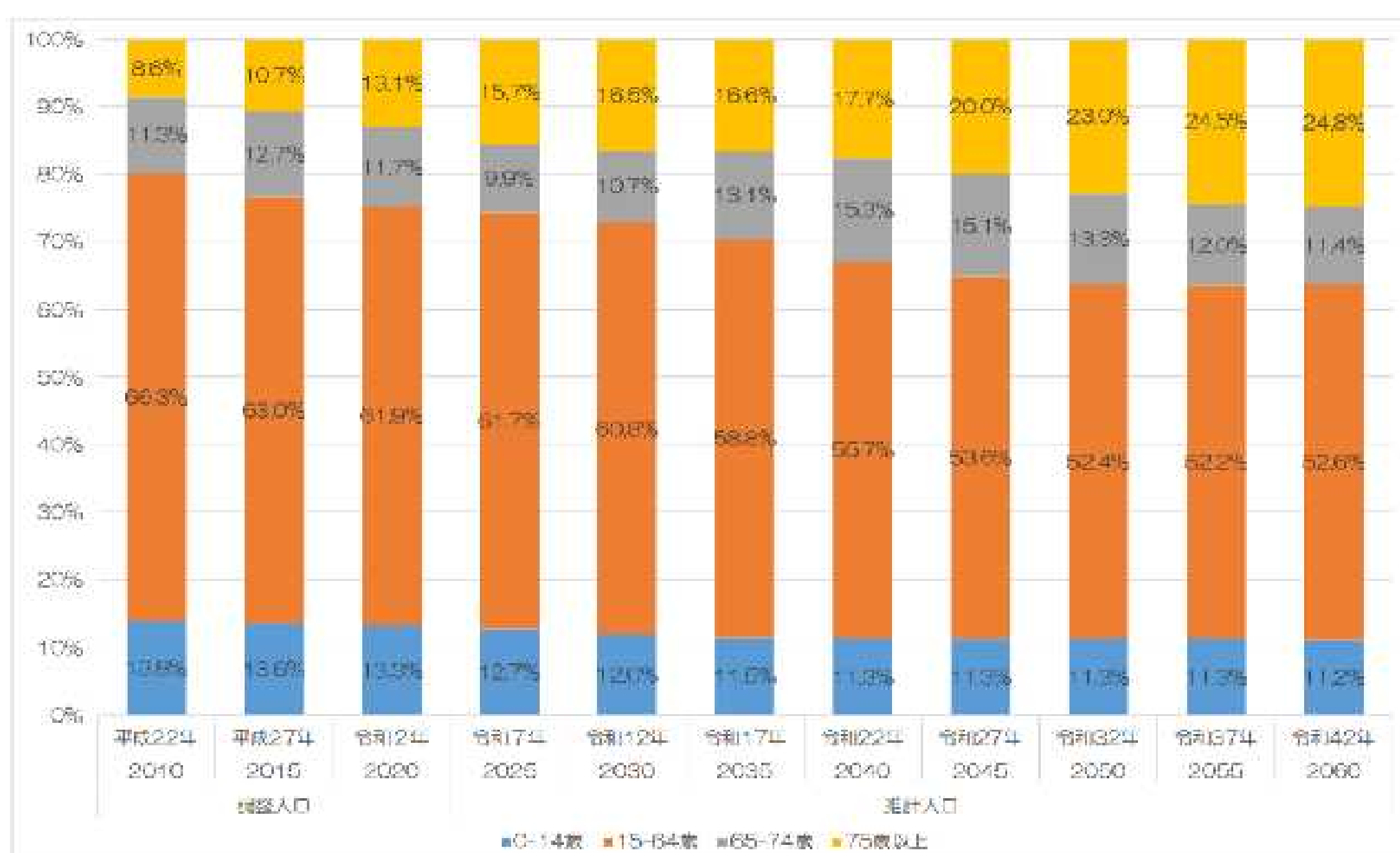
- ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいいます。

2 ケアラーを取り巻く状況

(1)本市の少子高齢化の状況

本市では2030年(令和12年)頃をピークに総人口が減少し、高齢化率は国の平均よりも低いものの、高齢者の割合は増加傾向にあり、特に2040年(令和22年)には総人口に占める高齢者人口の割合が33.0%になると予測されています。少子化の状況については、年少人口の比率は減少傾向が続いていますが、子育て世代の転入により高齢化率が横ばいに抑えられている側面もあります。

【図表1 藤沢市の年齢4区分別割合の推移】



出典:令和5年3月_三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社_藤沢市将来人口推計調査業務委託報告書

① 高齢化の状況

本市の 2025 年(令和 7 年)7 月時点の高齢化率は 24.8%で、全国平均を下回っていますが、県内では平均的で、特に湘南大庭地区では 30%を超える高齢化率となっています。市の将来推計では、2040 年(令和 22 年)には高齢化率が 33.0%に達し、2050 年(令和 32 年)には 36.3%に上昇すると予測されており、今後も高齢化は継続する見込みです。

【図表2 本市の高齢者人口】

2025 年 7 月 1 日現在の情報です。

市内の世帯総数＝215,467世帯（1世帯あたり2.07人）

地区名	総人口	65歳以上	(75歳以上)	高齢化率(%)	在宅ねたきり 高齢者	ひとり暮らし 高齢者
片瀬	20,009	5,820	3,579	29.09	6	645
鶴沼	60,515	14,875	8,703	24.58	15	2,834
辻堂	44,940	10,532	6,281	23.44	10	1,915
村岡	31,799	6,865	4,112	21.59	2	1,135
藤沢	48,666	11,264	6,682	23.15	14	2,253
明治	32,599	7,240	4,088	22.21	6	1,177
善行	41,529	11,488	7,066	27.66	15	2,085
湘南大庭	31,478	10,611	6,782	33.71	5	1,165
六会	36,469	8,065	4,750	22.11	11	1,412
湘南台	33,445	6,547	3,873	19.58	4	1,170
遠藤	12,027	2,909	1,649	24.19	8	774
長後	33,513	8,882	5,542	26.50	5	1,480
御所見	18,038	5,113	3,283	28.35	5	817
合計	445,027	110,211	66,390	24.77	106	18,862

② 要介護度別認定者の割合の推移と見通し

本市の要介護・要支援認定者数は 2023 年(令和 5 年)に 22,246 人で、今後も増加し 2026 年(令和 8 年)には 24,597 人、2050 年(令和 32 年)には 44,383 人に達すると推計されています。高齢者人口の増加に伴い認定者数も年々増加傾向にあり、介護度別でも幅広い層で増加が見込まれています。

【図表3 本市の藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移】

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2030年 (令和12年)	2050年 (令和32年)
要支援1	4,471	4,345	4,698	4,794	4,907	5,027	5,601	8,321
要支援2	3,314	3,186	3,285	3,254	3,305	3,390	3,785	5,686
要介護1	4,685	5,009	5,148	5,386	5,617	5,817	6,538	10,257
要介護2	2,752	2,808	2,914	3,011	3,114	3,212	3,636	5,993
要介護3	2,093	2,238	2,232	2,313	2,404	2,476	2,835	4,789
要介護4	1,923	2,100	2,222	2,397	2,536	2,673	3,083	5,414
要介護5	1,599	1,728	1,747	1,839	1,921	2,002	2,277	3,923
合 計	20,837	21,414	22,246	22,994	23,804	24,597	27,755	44,383
対高齢者 (第1号被保険者) 人口比	19.40%	19.80%	20.50%	21.00%	21.60%	22.00%	23.50%	29.50%

出典：「いきいき長寿プランふじさわ 2026」を一部改編

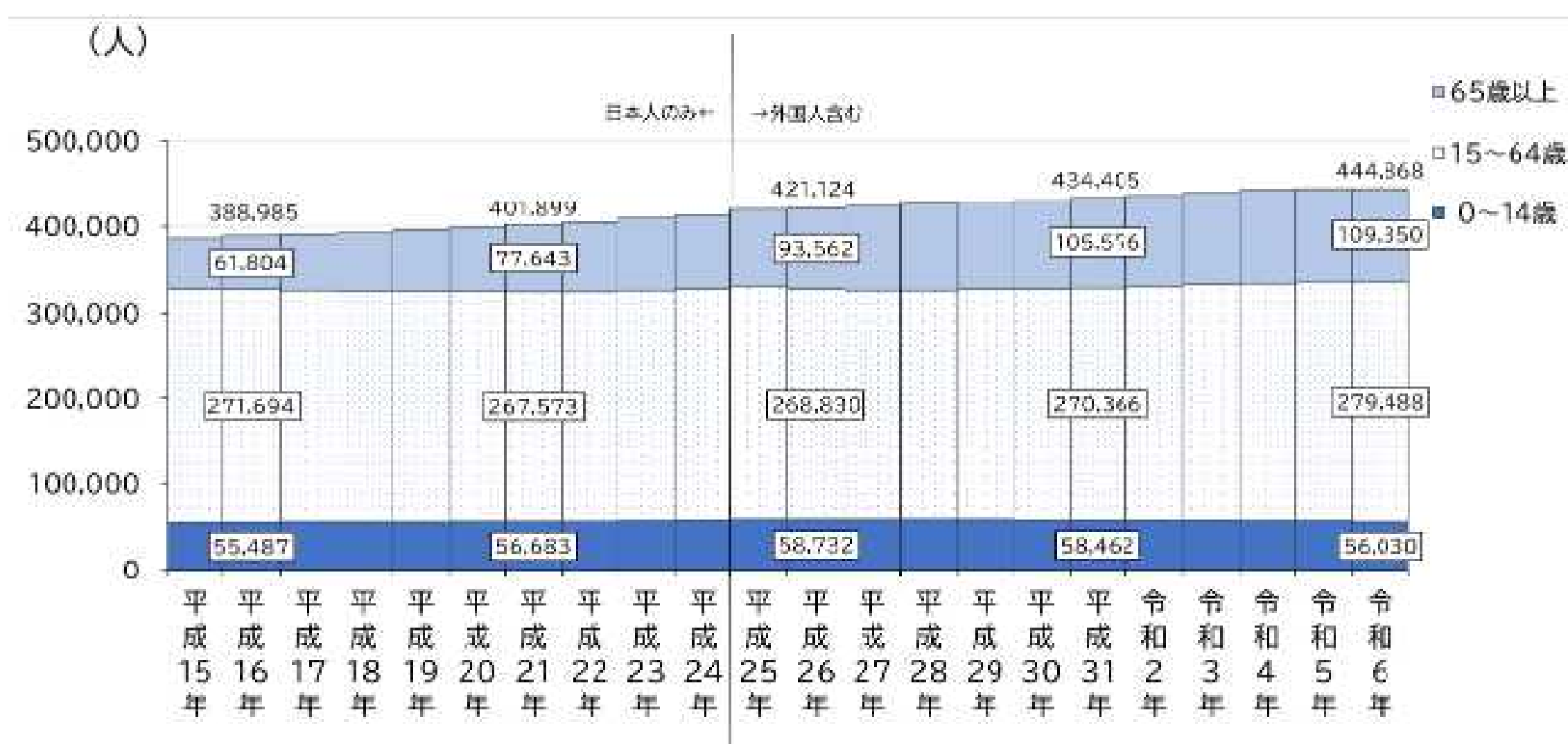
③ 少子化の進行状況及び今後の見通し

本市の人口はおおむね増加傾向にあり、2019 年(平成 31 年)と比較して 2024 年(令和 6 年)には約 2.4%増の 444,868 人となっています。

一方で出生動向には留意が必要です。合計特殊出生率は近年おおむね横ばいで推移しており、2022 年(令和 4 年)は 1.33 となっています。この水準は全国(1.26)や神奈川県(1.15)と比較して高いものの、出生数は年により増減を繰り返しつつ、長期的には減少傾向が続いています。2022 年(令和 4 年)の出生数は 3,051 人であり、2012 年(平成 24 年)からの 10 年間で約 15.4%減となりました。

今後、出生数が減少傾向を続ければ、若年人口比率は低下しさらに高齢化が進む可能性が高いと言えます。

【図表4 本市の人口の推移(年齢階層別)】



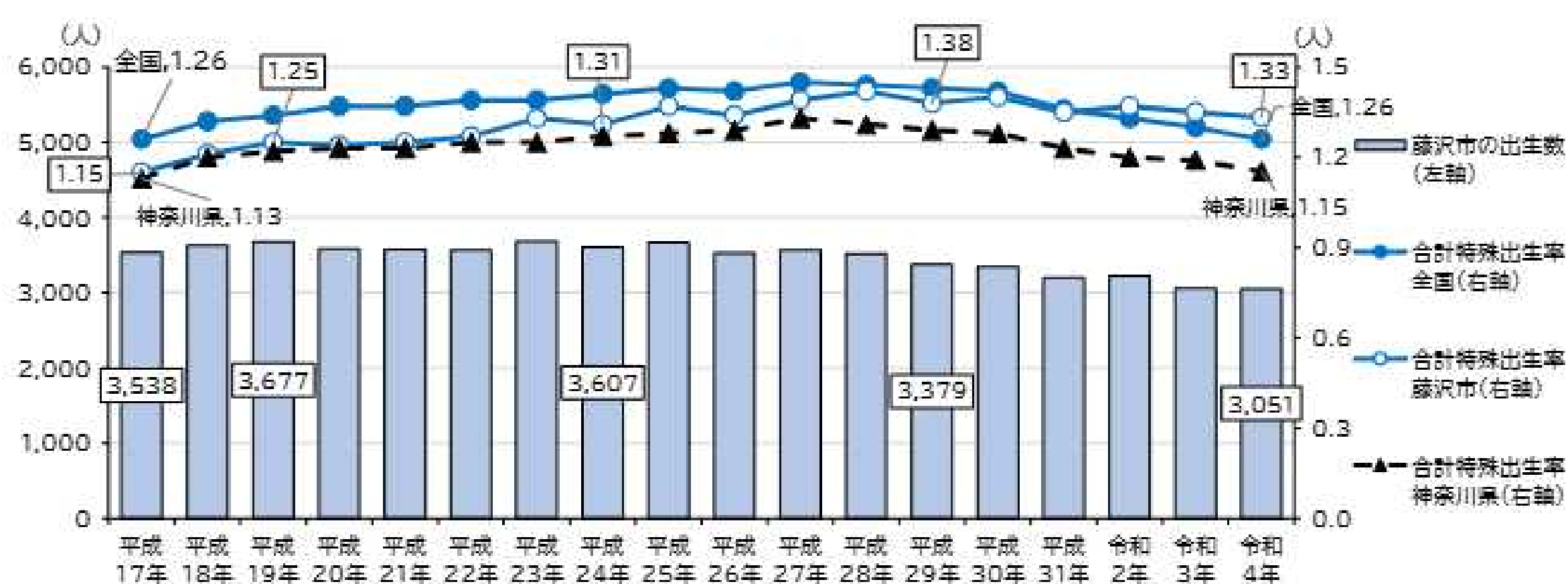
資料：藤沢市「藤沢市の人口と世帯数 年齢別人口（住民基本台帳による）」（各年 4 月 1 日）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013 年（平成 25 年）以降は外国人を含む集計となっている。

※2019 年（平成 31 年）の合計値 434,405 人は、年齢不詳（1 人）を含んでいる。

出典：「藤沢市子ども・若者共育計画」から引用

【図表5 本市の出生数と合計特殊出生率の推移(全国・神奈川県との比較)】



資料：神奈川県「神奈川県衛生統計年報」

出典：「藤沢市子ども・若者共育計画」から引用

(2)障がい者の状況

本市における障がい者の状況について、2022 年度(令和 4 年度)から 2024 年度(令和 6 年度)のデータをまとめると、身体障がい者(児)の総数は、徐々に減少傾向にあり、10,824 人から 10,679 人(98.7%)となっています。18 歳未満の身体障がい者数は約 250 人前後で推移しています。また、65 歳以上の障がい者については、全体に占める割合が、7 割近くとなっています。

知的障がい者(児)については、総数が 3,508 人から 3,788 人に増加(108.0%)し、特に 18 歳未満の人数が 1,079 人から 1,227 人へ増加(113.7%)しています。

精神障がい者数については、4,521 人から 5,231 人(115.7%)へと推移しています。

全体として、知的障がい者と精神障がい者の数は増加傾向にある一方、身体障がい者はやや減少又は横ばいの状態です。

【図表6 障がい者(児)の概況】

障がい種別等／年度			2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
身体障がい者 (児)数	総数		10,824	10,773	10,679
	視覚障がい		780	791	785
	聴覚等障がい		973	1,009	1,032
	音声等障がい		123	118	112
	肢体不自由		5,217	5,096	4,994
	内部障がい		3,731	3,759	3,756
	再掲	18歳未満	249	244	250
		18歳以上	3,052	3,059	3,066
65歳以上		7,523	7,470	7,363	
知的障がい者(児)数		総数	3,508	3,609	3,788
		18歳未満	1,079	1,118	1,227
		18歳以上	2,429	2,491	2,561
精神障がい者数			4,521	4,872	5,231

出典:「統計年報 2024 年(令和 6 年)版 資料:障がい者支援課」を一部改編

(3)ひとり親家庭に関する状況

本市における18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の数は、2020年(令和2年)の国勢調査によると2,639世帯であり、2015年(平成27年)と比較して約7.6%減少しています。ひとり親世帯のうち、母子世帯が全体の80%以上を占めており、特に親子のみの核家族形態が多く見られます。

また、同時期の調査では、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯に属する子どもの数は3,853人で、2015年(平成27年)と比較して約6.0%減少しています。

【図表7 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の数(本市、世帯類型別)

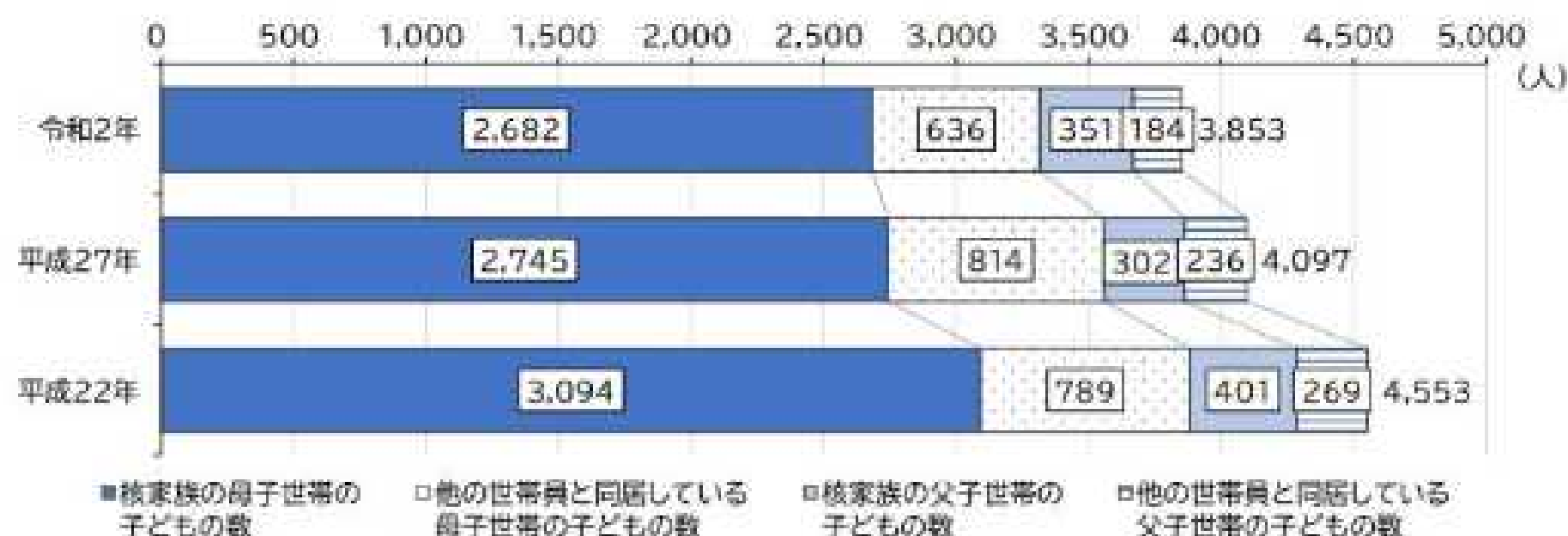


資料：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母(父)子世帯」は、国勢調査の「母(父)子世帯」の「うち18歳未満世帯員のいる一般世帯」を指す。「他の世帯員と同居している母(父)子世帯」は、国勢調査の「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」の「うち18歳未満の世帯員のいる一般世帯」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母(父)子世帯」は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)」から成る一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などは、ここに含まれないという点に留意が必要。

出典：藤沢市子ども・若者共育計画 2025年度(令和7年度)～2029年度(令和11年度)

【図表8 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の子どもの数(本市、世帯類型別)



資料：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母(父)子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母(父)子世帯」の「うち18歳未満」の世帯員を指す。「他の世帯員と同居している母(父)子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」の「うち18歳未満」の世帯員から「母(父)子世帯」の「うち18歳未満」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母(父)子世帯」は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)」から成る一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などは、ここに含まれないという点に留意が必要。

出典：藤沢市子ども・若者共育計画 2025年度(令和7年度)～2029年度(令和11年度)

(4)生活保護世帯の推移

本市における生活保護の状況については、2021 年度(令和 3 年度)から 2023 年度(令和 5 年度)にかけて利用世帯数は 4,368 世帯から 4,572 世帯へと徐々に増加しています。同様に利用者数も 5,643 人から 5,779 人へ増加し、保護率(人口千人当たり)は 12.7‰から 13.0‰へ上昇しています。生活保護の利用が年々わずかに増加傾向にあり、生活保護の需要が増えている状況です。

【図表9 生活保護状況】

年度	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
利用世帯数	4,368世帯	4,496世帯	4,572世帯
利用者数	5,643人	5,745人	5,779人
保護率	12.7‰	12.9‰	13.0‰

出典:「統計年報 2024 年(令和 6 年)版_資料:生活援護課」を一部改編

(5) ビジネスケアラー等に関する状況

我が国のビジネスケアラーについては、2012年(平成24年)の211万人から2020年(令和2年)には262万人、2025年(令和7年)には307万人に増加する予測です。家族介護者については2012年(平成24年)の557万人から2020年(令和2年)には678万人、2025年(令和7年)には795万人に達すると見込まれています。

一方、介護離職者数は7万人から9万人程度で推移しており、2025年(令和7年)には11万人に増加するとされています。その後、2030年(令和12年)以降は、ビジネスケアラーと家族介護者の数は減少傾向に転じ、介護離職者もほぼ横ばいとなる見通しです。

【図表10 ビジネスケアラー・家族介護者・介護離職者の推移】



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)中位推計」、総務省統計局「就業構造基本調査(平成24年、平成29年)」、厚生労働省「雇用動向調査(平成25年～令和3年)」
 ※1 2012年及び2017年の家族介護者・ビジネスケアラーの数は就業構造基本調査結果より ※2 2012～2020年の介護離職者数は雇用動向調査結果より ※3 就業構造基本調査における有業者のうち「仕事が主な者」をビジネスケアラーとして定義している。有業者全体(仕事は従業者を含む)まで広げた場合には、2030年時点で438万人と推計される。今後、女性の社会進出や高齢者の雇用促進等に伴い、数値はさらに上昇する可能性もある。 ※4 介護離職者数の将来推計は、厚生労働省「雇用動向調査(平成29年～令和3年)」をもとに算出したものであり、将来的な施策効果等は加味していない。その他の推計値は、各調査における年齢階層別人口割合と将来推計人口の掛け合わせにより算出。

出典: 2024年3月_経済産業省ヘルスケア産業課_経済産業省における介護分野の取組について

(6)ケアラーの状況把握について

① 全国のヤングケアラーの状況

- a 調査名:ヤングケアラーの実態に関する調査研究について(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
- b 時期:2020年(令和2年)
- c 実施者:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- d 目的:「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かす
- e 対象:「全国の公立中学校(回収数 754 校)、公立全日制高校(回収数 249 校)、公立定時制高校(回収数 27 校)及び通信制高校(回収数 35 校)を対象とした学校調査(郵送)」、「全国の中学2年生(回収数 5,558 人)、全日制高校2年生(回収数 7,407 人)、定時制高校2年生(回収数 366 人)、通信制高校生(回収数 446 人)を対象とした生徒への中高生調査(Web)」

f 調査結果の概要

学校調査では、全ての学校種でヤングケアラーと思われる子どもが存在すると回答され、とくに定時制高校(70.4%)や通信制高校(60.0%)で割合が高いことが明らかになりました。

中高生調査では、世話をしている家族がいると答えた割合は中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校相当で8.5%、通信制高校生で11.0%と、通信制高校生が最も多い傾向にあります。世話の内容としては「幼いきょうだいの世話」や「家事」が多く、頻度は「ほぼ毎日」が最多でした。

また、ヤングケアラー自身で相談をしたことがある中高生は2～3割程度にとどまり、多くは家族や友人に相談しているものの、「相談しても状況が変わらない」「誰かに相談するほどの悩みではない」と感じているケースが多いことも示されています。

さらに、ヤングケアラーの認知度は低く、約8割以上の中高生が「聞いたことがない」と回答しており、社会的な理解促進が課題となっています。

② 神奈川県家族介護者の状況

- a 調査名：神奈川県ケアラー(家族介護者)実態調査
- b 時期：2021 年(令和 3 年)
- c 実施者：神奈川県高齢福祉課
- d 目的：ケアラーのケアの状況、ケアラーへの影響、必要な支援等を調査し、有効な支援のあり方の検討に役立てる
- e 対象：県内の地域包括支援センター364 カ所(基幹型を除く)を訪れた家族介護者(ケアラー)
- f 調査結果の概要

ケアラーの約 7 割が女性であり、働きながらケアを行う人も各年代で 5 割以上存在します。ケア内容は「家事」「通院援助」「金銭管理」「精神的介護」「役所手続き」など多岐にわたり、一人で複数のケアを担っています。被介護者の 66.9%は同居しており、58.7%が毎日ケアをしています。介護保険サービス未利用者も 27.8%と一定数います。

ケアラーの 55.1%が悩みを抱え、その主な内容は心身の健康問題(38.7%)や自由時間の不足(24.3%)です。また、代わりにケアを担ってくれる人がいない割合は 31.5%、頼みにくい人も 17.3%に上ります。

ケアラーが求める支援としては「役立つ情報提供」(40.8%)、「緊急時に利用でき生活を変えないサービス」(26.7%)、「休息機会の確保」(24.0%)などが挙げられ、ケアラーに対する情報発信や柔軟な働き方の推進が課題となっています。

全体として、ケアラーの認知度は約 3 割にとどまり、支援の周知と環境整備が重要であることが示されています。

3 ケアラー及びケアラー支援の課題等

(1) ケアラー及びケアラー支援の現状

ケアラーやヤングケアラーは、特に女性や小学生高学年から高校生に多く見られます。彼らは家事や家族の世話、精神的な支え、身体介助など、多様で重い役割を一人で担うことが少なくありません。その結果、学校生活への影響（出席率低下や学力低下）、心身の健康問題、自由時間の減少などが顕著に表れています。

しかしながら、ケアラーが相談する場面は決して多くなく、社会全体の認知度や理解もまだ十分とは言えません。ケアラーへの支援体制や関係機関の連携も不十分であり、情報提供や休息の機会、柔軟な働き方など、多面的な支援が求められている状況です。

さらに、ケアラー自身が自分の負担を「当たり前」と捉え、自覚しにくい心理的背景や、周囲に語る機会の少なさから、その困難さが可視化されにくいという特徴があります。

こうした現状は、ケアラー支援の広報・啓発活動の難しさや早期発見の遅れ、そして支援者側の専門性不足やメンタルヘルス問題とも密接に関連しています。

(2) ケアラーを取り巻く課題

① ケアラーやケアラー支援についての理解不足の解消

ケアラーが担う役割は、身体的介護、家事、金銭管理、精神的な寄り添いなど多岐にわたりますが、その全てが「ケア」として認識されにくい状況があります。

ケアラーは、生活環境から家族のケアを「当たり前」の役割と捉え、自身の困難を認識していないことがあります。また、周囲の目を気にしたりする心理的・社会的な背景から、ケアラーが抱えている不安や悩みを表出しづらい状況もあります。家族の世話や気づかいなど、周囲に「見えにくい」ケアが多く、困難が表面化しにくいことが特徴です。

ケアラーへの理解とは、**彼らの状況を否定せず、その意思を尊重し**、無理な負担がないか、困っていることはないかなどを気かけ、寄り添う姿勢を持つこ

とを指します。こうした理解を深めることで、家族や身近な人を無償でサポートする人々が抱える負担を認識し、適切な支援につなげることが可能となります。

また、ケアラー支援に関する地域住民の理解を深めることは、支え合う意識を醸成するために非常に重要な要素です。ケアラーの問題は、家庭内の介護や援助などプライバシーや個人情報の問題もあり、直接関わりにくい場合があることから、地域全体でケアラーを支える視点が求められます。

② ケアラー支援の情報発信と啓発の不足

現在、ケアラー支援に関する広報及び普及啓発活動には、多くの課題が存在しています。

ケアラーには、ヤングケアラー、ダブルケアラー、ビジネスケアラーなど多様な種別・形態があり、その実態が理解されにくい状況があります。また、自身を「ケアラー」と自覚できず、適切な支援につながりにくいという心理的な壁も存在します。このため、必要な情報が**ケアラー**に届きにくいという課題があります。

特に、ヤングケアラーの問題は、周囲から把握しづらいという課題があります。一方でビジネスケアラーについては、仕事とケアの両立の観点から、制度整備や情報提供が必要な状況です。

広報媒体や伝えるべきメッセージの多様化により、効果的な情報発信手法の選択が難しいことも、広報・普及啓発活動の推進を妨げる要因として挙げられます。

さらに、ケアラー支援は、「特別なこと」として捉えられがちであり、社会全体で支えるべき共通の課題としての認識が浸透しにくい点も重要な課題です。

これらの現状を踏まえ、ケアラーへの理解を深めるとともに、適切かつ効果的な情報発信を強化し、支援の普及啓発活動を一層推進していくことが求められます。

③ ケアラーの早期発見と関係機関の連携の重要性

ケアラーの早期発見については、社会全体の認知度が低いため、地域住民や学校、福祉機関など関係者が変化に気づきにくい点が大きな課題です。

家庭内の介護状況が「当たり前」と捉えられ、ケアラーや家族も自覚しにくいため、外部への情報発信が乏しく、実態把握が困難となっています。また、体調不良や学業・業務成績の低下、友人関係の減少、経済的困窮の兆候などのケアラーの変化に周囲が十分注意を払えていないことも課題です。加えて、「事情を知られたくない」や「相談できる相手がいない」といった理由から、ケアラーが孤立し悩みを抱え込みやすい環境にあることも重要な問題です。さらに、ケア対象者の施設入所や死去などケア終了後の喪失感や生活の変化に伴う悲嘆が新たな孤独・孤立を生む可能性があるため、対応が必要となります。

このような状況から、福祉、教育、医療など、ケアラー支援に関わる多様な機関が連携し、多角的な情報収集が可能となるように、包括的かつ持続可能な支援体制を構築することが求められています。しかし現状では、連携を十分に行うことが難しく個別対応にとどまり、効果的な支援につなげていないケースが少なからず存在します。

④ ケアラー支援を行う人材の育成不足

ケアラー支援の支援者育成における主な課題は、専門的な知識・技術の不足、精神的・肉体的負担の大きさ、支援者自身のメンタルヘルス問題、多岐にわたるケアラーへの対応能力不足、そして適切な評価や専門職における連携体制の未整備です。

専門知識・技術の不足については、ケアラーの多様なニーズに応えるためには、介護技術だけでなく、心理的サポートや相談支援、関係機関との連携など、多角的な専門知識・スキルが不可欠となります。

支援者自身の負担の大きさについては、ケアの現場で長時間労働や精神的ストレスを抱えやすく、また、身体的・精神的負担が大きいことから、支援者の心身の健康維持が課題となります。支援者のメンタルヘルス問題として、支援者自身も燃え尽き症候群（バーンアウト）や二次被害に陥るリスクがあり、適切なメンタルヘルスカが求められます。

多様なケアラーへの対応能力については、ヤングケアラー、若者ケアラー、障がいのある子の家族など、ケアラーの属性によって抱える課題は異なり、それぞれの特性に応じた支援が求められますが、対応できる支援者の数が不足しています。

適切な評価・専門職における連携体制の不足により、支援者の専門性や労働に対する適切な環境設定が難しく、ケアラーを取り巻く様々な機関（医療、福祉、教育など）との連携が十分でないため、支援の質を維持・向上させるための体制が未成熟です。

4 計画の構成

(1)基本理念

ケアラーは家族や身近な人を介護や看護などで支える重要な役割を担っていますが、過大な介護負担や経済的負担により自身の生活に大きな影響を受ける可能性があります。また、ヤングケアラーについては、心身への負担のみならず教育機会が損なわれることに伴う学習への影響及び将来の選択肢が制限されることが懸念されます。

このような状況を未然に防ぐためには、行政のみならず地域全体での助け合いが欠かせません。全てのケアラーとケアを受ける人が支えられ、自分らしい人生を送るために、家族だけでなく社会全体での取組が必要です。

これらのことから、本計画ではケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、ケアラー支援に係る基本理念を次のとおりとします。

【基本理念】

- ① 全てのケアラーが、個人としてその意思を尊重され、将来に夢と希望を持って健康で文化的な生活を営むことができるよう支援します。
- ② ケア対象者とケアをする家族などに包括的な支援がなされ、市民、事業者、学校、関係機関、民間支援団体など様々な主体が連携して、ケアラーを社会全体で支えることをめざします。
- ③ ヤングケアラー及び若者ケアラーへの支援では、その権利を尊重するとともに、心身の健康な成長と適切な教育を確保し、社会人へ移行するための重要な選択が行われる時期であることを考慮して支援します。

(2)めざす将来像

「めざす将来像」については、先に示した本計画の 3 つの基本理念に基づき次のように設定します。

【めざす将来像】

ケアをされる人もする人もどちらも大切にされ、誰からも差別されことなく、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送ることができる社会

(3)市の責務及び市民などの役割等

ケアラー支援計画における「市の責務及び活動指針」と、「市民等、事業者、関係機関、学校等の役割及び活動指針」については、ケアラー支援条例を踏まえ、次のとおりとします。

なお、市、市民等、事業者、関係機関及び学校等については、将来像をめざす存在であるとともに、基本施策を実践するものとします。

① 市の責務及び活動指針

a 責務

市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、介護、障がい者、障がい児、医療、教育、**児童・生徒・学生**の福祉などに関する制度を考慮し、ケアラーの意向を尊重しながら、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などと協力して施策を推進します。

b 活動指針

ケアラー支援に関する施策を実施するためのケアラー支援計画を策定するとともに、ケアラー支援計画に関すること及びケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を求めるため、藤沢市ケアラー支援協議会を設置及び運営を行います。

② 市民等の役割及び活動指針

a 役割

市民等は、ケアラーの立場やケアラー支援の必要性を理解し、ケアラーが安心して生活できる地域を作るために努力します。また、市が実施するケ

アラー支援に関する施策や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などの活動に協力するよう努めます。

b 活動指針

精神障がい・知的障がい・身体障がい等を始めとする障がいや、慢性疾患、認知症などに対する正しい理解に努め、ケアを必要とする人とケアラーが、周囲に助けを求めやすい地域づくりを推進します。具体的には、当事者・家族会等を通じたピアサポートや、ケアを必要とする人等を含めた見守り、ケアラーの話し相手になるなど、自治会館、空き家、公園などの活用も視野に入れた居場所づくりを通じて、地域での支え合いを促進します。また、自助・互助の仕組みを構築することが必要です。

③ 事業者の役割及び活動指針

a 役割

事業者は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。また、雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識し、その従業員がビジネスケアラーであると認められる場合は、その意向を尊重しつつ、必要な配慮や支援を行います。

b 活動指針

事業者は、従業員への周知啓発、福祉に係る相談窓口・支援に係る情報提供等を実施するとともに、地域経済団体や労働団体等と連携し、従業員がケアラーとなっても働き続けることができる環境整備に努めます。

また、従業員やその家族がケアラーである場合には、必要に応じて行政や関係機関と情報共有し、連携を図ります。

④ 関係機関の役割及び活動指針

a 役割

関係機関は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。また、日常業務でケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーである場合は、その意向を尊重しつつ、健康状態や生活環境を確認し、必要な支援を提供します。

支援が必要なケアラーには、情報提供や他の支援機関への案内など、必要な支援を行うよう努めます。

b 活動指針

関係機関は、サービス利用者(世帯)等に対して、常にアンテナを張り、見守りながら、各種制度や社会資源の活用、家族支援、フォローアップを行うことが重要になります。また、ケアラーの孤立を防ぐため、事業所自らが相談窓口として機能し、ケアラー支援の理解を促進するための地域を巻き込んだ土壌づくりも必要です。さらに従業員やその家族がケアラーである場合には、就労との両立支援を図るとともに、身近な人のケアが従業員のキャリア形成に大きく影響しないようにする制度設計に努めます。

関係機関として、ケアラーに焦点を当てた地域に向けた活動や、ケース対応における生活環境の再設定が、ケアラーにとって安全で安心な地域づくりにつながります。

⑤ 学校等の役割及び活動指針

a 役割

学校等は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。また、ヤングケアラーや若者ケアラーに関わることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーや若者ケアラーである場合は、その意向を尊重しつつ、教育機会や健康状態、生活環境などを確認し、必要な支援を行います。

ヤングケアラーや若者ケアラーからの相談に応じ、市や関係機関、民間支援団体と連携して必要な支援を提供するよう努めます。

b 活動指針

児童・生徒・学生の健康状態や生活環境の把握に努めるとともに、必要に応じて、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。))及び外部機関等と協力して支援体制を整えます。

学校等では、学校生活についてのアンケートや面談等を通じて児童・生徒・学生の状況を把握します。児童・生徒・学生が、日常及び学校生活にお

いて何らかの課題を抱え、ケアラーである場合は、SC、SSW 及びこども家庭センターなどと連携しながら、学びや家庭生活、心の安定のサポート等、**児童・生徒・学生**に寄り添った必要な支援について慎重に検討します。

また、支援を必要とする**児童・生徒・学生**からの相談に対して関係機関と連携し、必要な支援につなげます。

⑥ 広報及び普及啓発の促進など

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社による「子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」の調査結果において、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、「世話について相談した経験の有無」を聞いたところ、相談した経験について「ある」との回答が2～3割、「ない」との回答が5～6割でした。また、「ない」と回答した中高生に、「なぜ相談しないのか(しなかったのか)」を聞いたところ、「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで「相談しても状況が変わると思わない」という回答が高いという結果でした。

次に、神奈川県高齢福祉課による「神奈川県ケアラー(家族介護者)実態調査の結果について」ケアラーが必要とする支援として、「ケアラーに役立つ情報の提供」が40.8%で最も高いという結果でした。

これらの状況から「どこに」「どのような」「有用な情報があるのか」をケアラーに周知することは重要なことと言えます。

市は、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などがケアラーの状況や支援について理解し、ケアラー支援に関する知識を深めるため、広報や啓発活動を行います。社会全体でケアラー支援が推進されるよう、必要な施策を実施します。また、ケアラーが自身の状況を理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などに対してケアラー支援に関する啓発や必要な措置を実施します。

(4) 基本施策

ケアラー及びケアラー支援の現状やケアラーを取り巻く課題、基本理念とめざす将来像を踏まえ、本計画の基本施策を次のように設定します。

① 基本施策 1 「ケアラー及びケアラー支援に関する理解の促進」

ケアラーが支援につながるためにはケアラー自身が声を挙げやすく、その存在に周囲が気づく環境づくりが不可欠です。地域全体でケアラーへの正しい理解を深めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、介護や、認知症、障がいなど**ケア対象者**が抱える課題について社会全体で理解を広げることも重要です。

市は、ケアに対する個人の思いを尊重し、日常生活に支障が生じる範囲については、ケアラー自身が声を挙げやすい環境を整え、市民や事業者、関係機関、学校等と連携してケアラーの存在に気づく地域社会の形成を推進します。

市民等は、ケアラーやケアラー支援を理解することで、共感と支援の輪を広げ、ケアラーの孤立防止や地域での支え合いを進めます。

事業者は、ビジネスケアラーへの配慮や職場環境の整備に注力します。

関係機関は、日常的にケアラーの状況を把握し孤立防止のため相談窓口を充実させ、就労両立支援や制度設計に取り組めます。

学校等は、**ヤングケアラーや若者ケアラー**への適切な支援を実現するため、関係機関と連携した研修の実施や、**児童・生徒・学生**自身がケアラー問題を**知る**機会を提供します。

これらの取組を通じて、地域全体でケアラー支援の理解を深め、多様な手段で公的支援やサービス情報を周知し、ケアラーが安心して暮らせる社会の実現をめざします。

② 基本施策 2 「ケアラー支援に係る広報及び普及啓発の促進」

ケアラーは誰にでもなり得る問題であるにもかかわらず、依然として社会全体の認知度が低いため、ケアラー支援の重要性を広く周知し、関係機関との連携強化を通じて社会的認知度の向上を図ります。

相談窓口の拡充や支援体制の整備により迅速かつ利用しやすい環境を構築し、市民・企業・医療・教育・福祉など多様な主体が情報共有ルールや個人情報保護のガイドラインを整備し、効率的に連携することで、ケアラーの負担軽減と心身の健康維持を促進し、学業や仕事、日常生活への影響を防ぎます。また、支援制度の周知不足や心理的障壁、表面化しにくいヤングケアラーの課題に対応し、多様な相談方法と幅広い情報提供を進めることで、ヤングケアラーやビジネスケアラーに応じた支援体制を充実させます。

市はホームページや SNS、多彩なコンテンツ配信、出前講座、地域や学校での相談窓口を通じて集中的な広報活動を展開し、ケアラー支援の重要性と実態を社会に浸透させます。

市民等は、ケアラー及びケアラー支援について理解を深めるとともに、地域での見守りや居場所づくりなど自助・互助の仕組みづくりへ参加します。

事業者は、従業員がビジネスケアラーである可能性を認識し、各種制度の利用や相談窓口案内など、従業員に対し積極的な周知等を図ります。

関係機関は、日常業務でケアラーの状況把握と孤立防止に努め、相談窓口として制度活用やフォローアップを推進します。

学校等は、ヤングケアラー及び若者ケアラーについて、校内での支援体制の構築を推進するとともに、**児童・生徒・学生にとって「安心できる場所」となるよう努め、また大人や同じ悩みを抱える友だちと関わる機会の創出を検討します。**

これらの主体が連携し、市の各種媒体と相談方法を活用した広報活動を一層強化することで、ケアラーの社会的認知度向上と負担軽減、心身の健康維持を図り、学業や仕事、日常生活への影響を最小限に抑える支援体制の充実をめざします。この総合的な取組により、ケアラー支援の普及啓発を着実に推進してまいります。

③ 基本施策 3「関係機関等によるケアラーの早期発見と連携の促進」

学校や地域、医療機関など多様な関係機関が連携し、ケアラーの負担及びケア対象者の施設入所や死去などケア終了後の喪失感や生活の変化に伴う悲嘆に早期に気づき適切な支援につなげる体制の整備を推進します。障がい者や高齢者分野の相談員、訪問介護・看護、学校、地域団体などが協力してケアラーの異変や家庭状況を迅速に把握できる仕組みを構築し、ケアラーや周囲への啓発活動、実態調査、相談窓口の設置・周知を行います。また、市や専門機関が提供する電話・SNS・メール等の相談窓口を充実させ、誰もが気軽に相談できる環境を整えます。

市は、ケアラー支援計画に基づき、多様な関係機関や地域住民、事業者、学校と連携して包括的かつ持続可能な支援体制を作り、情報共有と役割分担を明確にします。

市民等は、ケアラーの立場や支援の必要性を理解し、地域での見守りや居場所づくりを通じ、ケアラーの孤独・孤立防止に努め、市民同士で変化に気づいた際には積極的に支援に協力します。

事業者は、ビジネスケアラーの存在を認識し、働き続けられる環境整備に努め、必要に応じ行政や関係機関と連携します。

関係機関は、ケアラーの変化に敏感に対応し、情報提供や他機関との連携を強化、相談窓口機能の充実や地域全体の支援体制づくりを推進します。

学校等は、ヤングケアラーや若者ケアラーの早期発見と支援体制の整備に努めるとともに、児童・生徒・学生の健康や生活環境を継続的に把握します。また、これまでのSC、SSW及び外部機関などとの連携をさらに強化し、ヤングケアラーや若者ケアラーの特性を踏まえ、専門的支援体制の充実を図ります。

これらの取組により、関係機関で情報共有と役割分担を明確化し、個別ケースに応じた世帯支援を視野に入れ、具体的な支援内容の検討と円滑な連携を図ります。多様な相談手段を充実させ、誰もが気軽に相談できる環境を整えとともに、研修や情報共有の場を設けて支援ノウハウを蓄積し、ライフステージの変化に伴う支援の継続性にも配慮し、途切れのない支援体制の構築をめざします。

④ 基本施策 4 「ケアラー支援を担う人材育成の推進」

ケアラー支援における人材育成の推進の課題に対し、研修機会の充実や専門職との連携強化、支援者へのメンタルヘルスサポート体制の構築が不可欠です。質の高い支援者育成のためには、知識・技術習得に加え、キャリアパスを見据えた体系的な研修の提供が求められます。また、相談窓口の設置やカウンセリングの機会の提供など、支援者の心身の健康を支える体制を整備します。多職種・多機関（医師、看護師、ケースワーカー、SSW 等）が連携し包括的支援を行うとともに、地域住民の理解促進とネットワーク形成により、ケアラーが安心して支援を受けられる環境づくりを推進します。さらに、ケアラー自身の声を反映させる場を設け、実効性の高い支援策の立案・実行を図ります。

市は、これらの課題解決に向けて計画的な研修プログラムの充実とメンタルヘルス支援の強化、多職種連携の促進、評価に関する制度の整備を進め、藤沢市ケアラー支援協議会を活用し、双方の意見を反映した支援策を展開します。

市民等は、支援の重要性を理解し、自ら地域での見守り活動に参加するなど、自助・互助のネットワーク形成に積極的に参加します。

事業者は、ビジネスケアラーへの配慮や啓発、福祉相談窓口の充実に努めます。

関係機関は、日常的にケアラーの状況把握と専門知識の深化を図り、健康管理や相談機能の強化、多職種連携による包括的支援体制の確立をめざします。

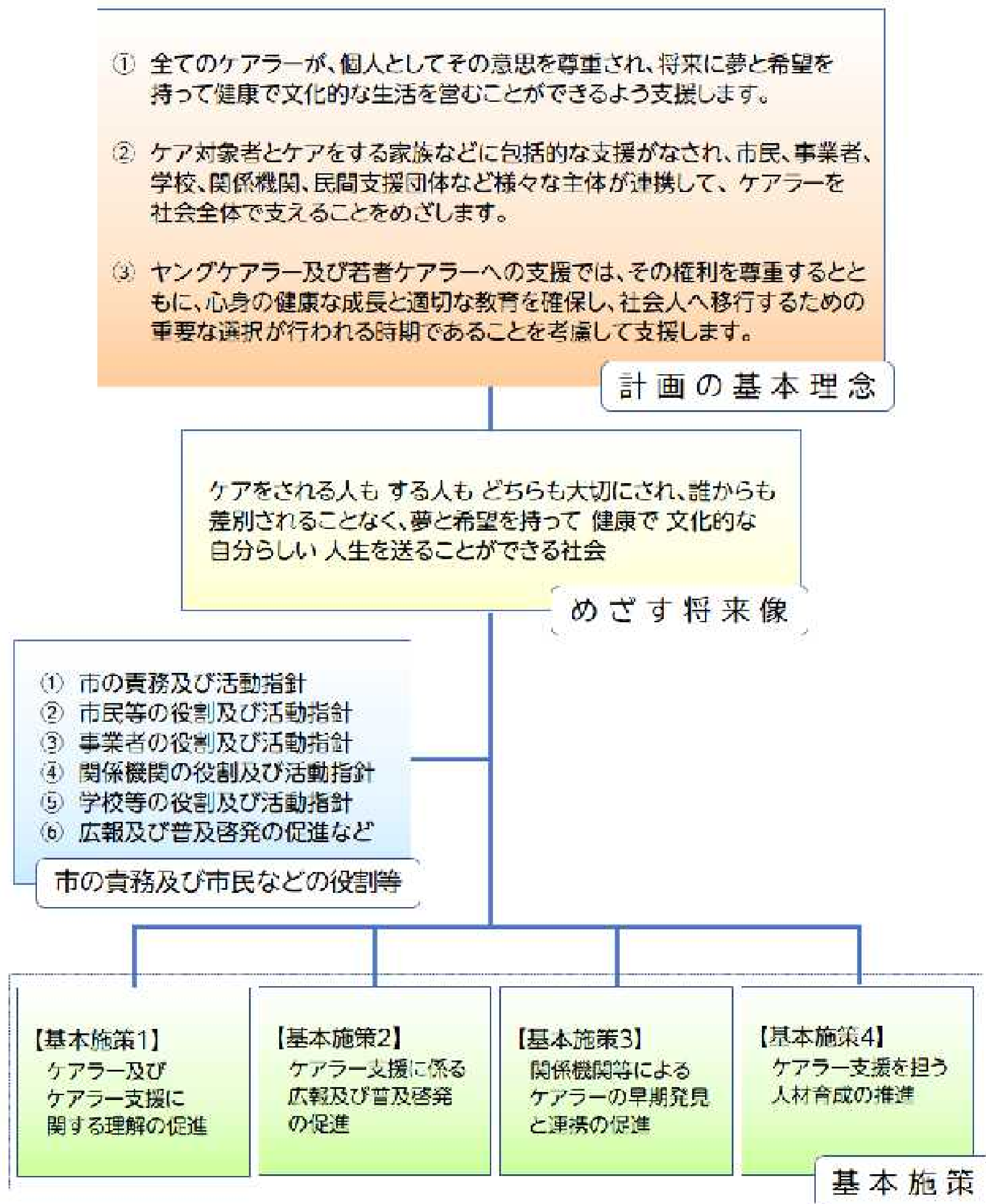
学校等は、教職員等研修を充実させ、児童・生徒・学生や家族が安心して学べる環境を整備し、迅速な支援提供を可能にします。

各主体が連携し役割を果たすことで、質の高い支援者育成と持続可能な支援体制の確立をめざします。

(5)施策の体系図

本計画は、全てのケアラーの意思を尊重し、市民や関係機関など多様な主体が連携して支援することを基本とし、ケアを受ける人とケアをする人の双方が尊重され、差別なく夢と希望を持って健康で文化的な生活を送ることができる社会をめざします。

また、四つの基本施策(理解の促進、広報・普及啓発の促進、早期発見と連携の促進、人材育成の推進)を軸に推進します。



5 ライフステージとケアラーの関係性

人生の各ライフステージにおいて、ケアラーの役割や状況は大きく変化します。

学童期から青年期にかけては「ヤングケアラー」として、家事や食事の準備、洗濯といった日常生活の世話やケアを必要としている家族等の感情的な支え、さらにはきょうだいの世話を担うことが多く見られます。しかし、その一方で学業や友人関係、将来設計など、本来子どもや若者が果たすべき役割を十分に果たせないという課題も生じます。

近年の法改正により、ヤングケアラーへの支援は 18 歳以上にも切れ目なく継続されるようになり、彼らの成長を包括的に支える体制が整いつつあります。

青年期から高齢期にかけては、親や祖父母の介護が必要となるケースが増え、自身の子育て等と介護が重なる「ダブルケアラー」の状況に直面する人も少なくありません。この時期のケアラーは、仕事との両立や経済的負担、心身の健康維持といった複合的な問題に取り組む必要があります。こうした多様な困難に対し、社会全体での理解と支援が求められています。

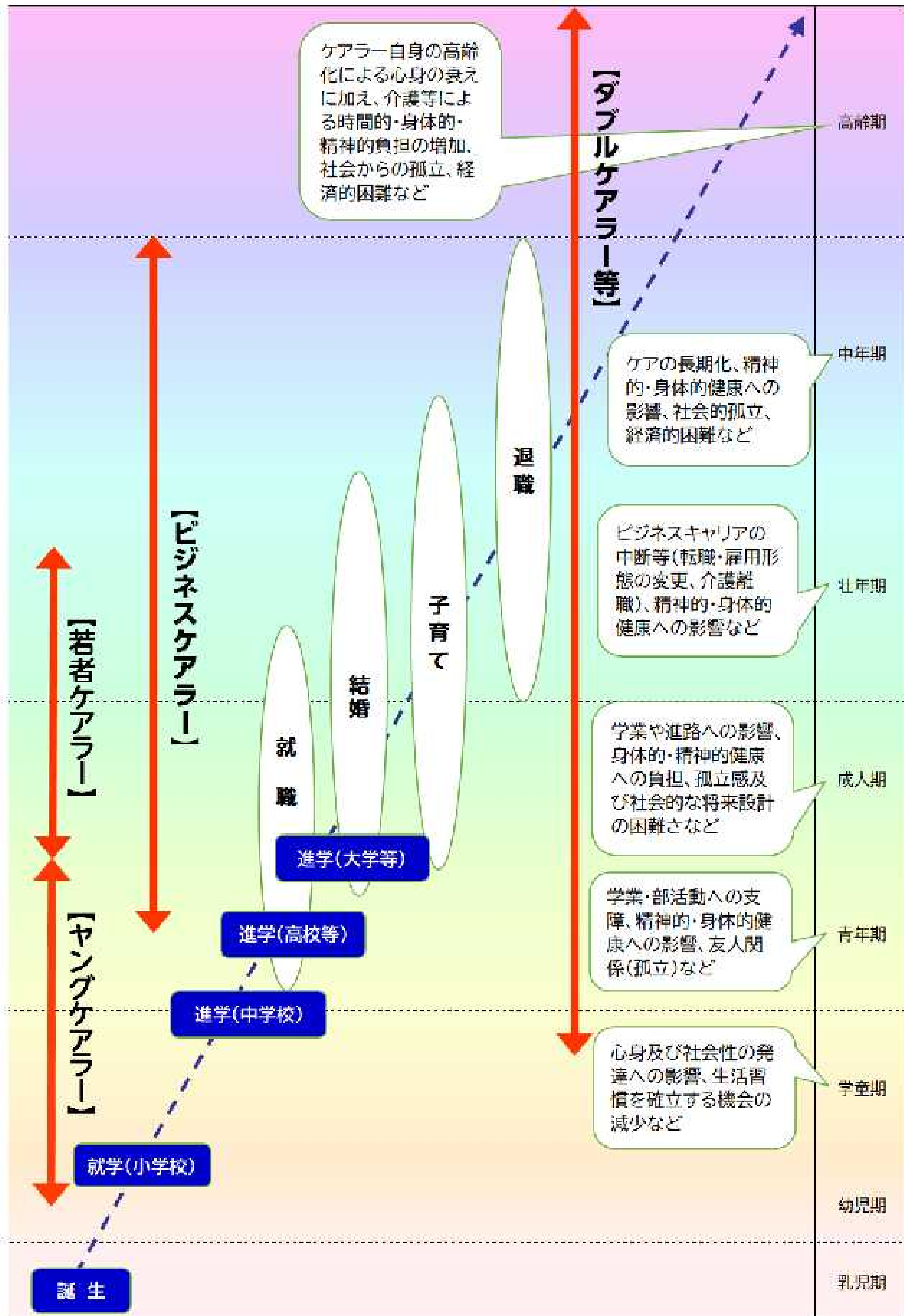
そして高齢期には、自分自身や配偶者の健康状態の変化により、誰かのケアが必要になる場合があります。この段階では、自身の健康管理や経済的自立が大きな課題となり、家族や地域社会のサポートが不可欠です。

このように、ケアラーの役割は特定の年齢層に限定されるものではなく、人生のあらゆる段階でその姿を変えながら存在しています。そのため、ライフステージごとの特徴や課題を深く理解し、予防と早期発見に努めることが重要です。

また、支援は途切れることなく継続されるべきであり、一人ひとりの個別性を尊重したきめ細やかな対応が求められます。

ライフステージに応じた包括的な支援体制の構築こそが、ケアラーの負担軽減と豊かな暮らしの実現につながるのです。

【図表11 ライフステージにおけるケアラーの状況イメージ】



6 事例紹介

(1) 事例：妻と息子のダブルケア

キーワード：ケアラーの視点、ダブルケア、若年性認知症、重度自閉症

概要

約 8 年間にわたり、若年性アルツハイマー型認知症の妻（令和 5 年に 62 歳で亡くなりました）と重度自閉症の息子（30 代）のダブルケアを続けてまいりました。妻は、5 年間の在宅介護、その後、特別養護老人ホームに入所し 3 年後に亡くなりました。息子の介護は、現在も続いており、週 2 回の障がい者一時預かり支援を利用しています。

関連する基本施策

基本施策1	若年性認知症の存在を市民に周知
基本施策2	定例会の開催案内を広報ふじさわへ掲載
基本施策3	早期発見・早期治療の重要性を当事者会で共有
基本施策4	当事者会の会員交替を見据え、次世代の担い手育成が必要

ケースの状況や課題

自営業を営みながら、家族で子育てをしていましたが、妻が 54 歳頃から被害妄想などの症状を示しました。保健所に物忘れの相談をしたところ、認知症が疑われたので、その後、受診し、若年性アルツハイマー型認知症と診断されました。症状の進行が早く、要介護 1 から 4 年で要介護 5 に至り、日常生活が困難になりました。仕事と妻の介護、息子の世話の三重の負担により、自営業を廃業し、妻を特別養護老人ホームに入所させることを決断しました。妻が亡くなった後は、息子と二人暮らしを続けています。

ケア対象者及びケアラーの状況

ケア対象者	妻。若年性認知症による誤嚥性肺炎で、令和 5 年に 62 歳で亡くなりました。要介護 5 で、精神障がい者手帳 1 級と障害基礎年金 1 級を受けていました。
ケア対象者	息子。33 歳で、重度自閉症(療育手帳 A1)があります。言葉はほとんど発せず、強いこだわりがあり、自傷行為もみられます。現在は、週に 2 回、障がい者一時預かりを利用しています。
ケアラー	夫であり、父。自営業を廃業し、現在は息子の世話を主に行っています。

ケアラーが直面した具体的課題

妻	病院や支援機関への受診・相談に強く抵抗。若年性認知症に相談できる窓口やつながりが乏しかった。
息子	母の変化に対応できず、フラストレーションから母への暴力や自傷行為を繰り返した。

実施した取組・かかわり(ケアラーとしてケア対象者へのかかわり)

妻	介護保険サービス利用に向け、支援者との調整をしました。最終的には特別養護老人ホームに入所しました。コロナ禍の影響で面会制限が続きましたが、看取り契約により最期は面会が可能になりました。
息子	複数の通所施設や作業所を見学しましたが、なかなか馴染めませんでした。現在は、「自由に過ごせる」障がい者一時預かりを利用しています。

関係者等の動き

市民等	隣人に理解を求め、災害時の避難支援について便宜をお願いしています。ケアラー自身が若年性認知症の当事者と家族の会を設立しており、他の団体との連携も予定しています。
関係機関	妻に対して、ケアマネジャーを中心に介護保険サービスの導入とサービス利用時の対応をしてもらいました。 息子への対応として、一時預かり事業所へ災害時の対応協力を要請していますが、まだ明確な回答はいただいておりません。

支援メニュー（ケアラーからケア対象者・周囲のケアラー）

妻	要介護 1 の時期にホームヘルパーを週 2 回導入しました。症状が進行した後は、要介護 5 の時点で週 4 日のデイサービスや、2 週間に 1 回・2 泊 3 日のショートステイを利用しました。
息子	障がい者一時預かりを週に 2 回利用しています。
周囲のケアラー	「絆会」という当事者・家族会を立ち上げました。 内容として、定例会では、当事者・家族共に参加して情報交換を行っています。また、不定期イベントとして、勉強会、演奏会、工場見学、公園散策などを行っています。



結果

若年性認知症当事者が集える場を提供できたことが最大の成果と考えています。参加者の継続率が高く、会の輪が近隣市にも広がりつつあり、会は令和5年に5人で開始し、現在(2年半経過時点)で会員数は約40人に迫る勢いです。他市からの参加者もあり、一度きりの参加者は少ない状況です。会を通じて、当事者・家族の孤立感が軽減し、若年性認知症支援コーディネーター等へつながった事例が多くあります。息子は一定の生活リズム(ルーティン)により安心・安定を得ることができました。

ケアラー支援に関する今後の課題・改善点

ケアマネージャーやホームヘルパー、成年後見人など第三者の関与を確立することが重要です。また、ケアラーと息子が共に入所可能な施設の有無や利用可否について検討が必要だと思います。さらに、ケアラーが長期にわたり息子を見守れる支援体制(ケアラーの希望として「息子を看取ること」への支援)の構築が必要です。

ケアラーのコメント

表面に出にくいダブルケアは、周囲が気づいて積極的に支援することが非常に重要です。



(2) 事例：親の精神疾患に伴う子どもの生活課題と支援

キーワード：ケアラーの視点、ヤングケアラー、精神疾患、地域からの孤立

概要

統合失調症をすでに患っている母から生まれました。母が入退院を繰り返す中、父や祖母の助けを借りながら幼少期を過ごしました。幼稚園年長の頃に、父から、母が精神疾患であることを教えてもらいました。私の高校受験を機に、母は、現在にもつながる長期入院をしています。数か月に1回の頻度で面会へ行き、家族交流を図っています。

関連する基本施策

基本施策1	地域・学校で精神疾患への理解を深め、偏見を解消しケアラー支援を促進する
-------	-------------------------------------

ケースの状況や課題

まず、「精神疾患に関する教育機会の欠如」が挙げられます。2022年度(令和4年度)から40年ぶりに精神疾患に関する記述が高校の保健体育で教科書に復活しましたが、絵本等で、幼少期からの教育が必要と思います。

次に、「家族まるごと支援」です。苦しむのはケアラーだけではなく、病気や介護を要する当事者も苦しむため、第三者の関わりをもって、家族全体を支援する体制が必要です。

最後は、「社会資源リソースの分かりやすい利用促進」です。広報誌に情報が掲載されていても、「どういうときに」、「どのように相談窓口等を利用すればよいか」が家族側には分かりません。「役所＝手続き」をするときにのみ利用するイメージが強く、様々な支援が利用できるイメージを大人や子どもの成長別に分かりやすく提示することも必要に思います。

ケア対象者及びケアラーの状況

ケア対象者	母、精神障がい・統合失調症
ケアラー	統合失調症の母から生まれた子ども

ケアラーが直面した具体的課題

ケアラー	学業面では、自宅での宿題や受験勉強に集中できませんでした。就労については、就職活動の際に母の病気を公にすると、偏見の目で見られました。 孤立については、幼い頃から母と隣で歩くと、独り言や幻聴を話す様子を見た周囲の人が近寄るのを避ける反応をされました。花火大会の帰りには「え、あれあの子のお母さん…？きもー」と言われたこともあり、偏見には慣れているはずでしたが、ショックで泣いてしまった過去もありました。 「わかってくれない」「話せる人がいない」といった孤独を抱えています。
------	---

実施した取組・かかわり(ケアラーとしてのケア対象者へのかかわり)

精神疾患の場合、病状が悪くなると、自ら命を絶とうとする行動も人によっては見受けられます。母も、私が1歳のころにマンションから飛び降りを図ったことがありました。その過去を知っていただけに、ベランダの網戸が開く音を耳にすると駆け足で母のもとに駆け寄って、命を絶とうとしていないか確認をしていました。突然泣き出す母の話の聞き役や、服薬管理として、飲み終わった薬の空き袋の確認をしていました。 また、掃除・洗濯・皿洗い・ゴミ出し…等、一般的に言われる母親がやるような役目を担っていました。買い物は、買い物袋をさげて歩くのが恥ずかしかったため、父親が気を利かせて、週末と一緒に1週間分の買い物をしていました。

「母が病気になったのは〇〇のせいだ!」「なんでこんな嫁をもらってしまったのだろう…」等、それぞれの立場が大変なだけに、嘆く声や喧嘩をする声も耳にしていました。その調整役を、気付けば担っていました。

関係者等の動き

市民等	同じマンション内の同級生のお母さんが、病気の母の話の聞き役になってくれました。その延長で、焼き立てケーキの差し入れをもらうこともありました。一方で、同じ家族としては、長時間相手をしてもらっている申し訳なさも感じていました。 家の目の前に、飲食店があり、母の病気の症状が辛いときは、いつもその飲食店で、母といっしょにご飯を済ませていました。多いときは週 3 日以上通い詰めではあったものの、店員さんも長々と話を続ける母に対して嫌な顔せず温かく迎えてくださり、よい思い出として記憶に残っています。
学校等	健常者である父が、連絡帳に母の病のことを伝えてくれたため、学年によっては気にかけてくれる担任の先生がいました。

支援メニュー(ケアラーから周囲のケアラー)

自分が大学 3 年生のときに家族会を立ち上げて、居場所をつくりました。

2013 年当時、それまで、子どもを対象とした居場所は、首都圏で見当たらなかったです。



結果

私の高校受験を機に、母は、現在にもつながる長期入院をしています。数か月に1回の頻度で面会へ行き、家族交流を図っています。

ケアラー支援に関する今後の課題・改善点

病気の親が通う医療機関の方が、子どもやその配偶者の事情に気づいて地域福祉につなげ、そこから教育機関等につながる連携が図れると支援体制が強化されると思いました。今はそれぞれの機関が点で動いており、少し非効率のように感じます。

一方で、医療機関につながらないグレーゾーン(とくに精神の方は偏見などを恐れて精神科等へ通うことに抵抗がある方も多い)にいる家庭環境をどうキャッチアップするかは課題と感じます。

ケアラーのコメント

精神疾患の親をもつ“子ども”に焦点が当たり始めたのが、2012 年前後と記憶しています。「あれから 10 年弱が経ち長かったなあ」という印象とともに、今後、一人でも多くのケアラーが救われる未来を期待しています。



(3) 事例：家族以外との関わりが希薄な方の支援

キーワード：相談支援の視点、発達障がい、ビジネスケアラー、支援者間の連携

概要

ケアラーは、引きこもり状態の発達障がいの診断がある 20 代女性の母親です。フルタイム勤務のため、任される仕事の調整とケア対象者に寄り添いきれない気持ちの間で苦しみを抱えています。ケア対象者の緊急支援先としてのコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」と、母への支援として発達障がい相談支援事業所リート（以下、「リート」）での相談を軸に、母が1人でケア対象者の支援を引き受けずに済む状況を作り、母自身が休息と楽しみを持つ時間を持てるようになった結果、ケア対象者も1人で過ごすことへの不安が軽減傾向にあります。

関連する基本施策

基本施策1	家族内の困りごとを母が一人で抱えずに、社会に頼ることで母の孤立を防ぐ
基本施策3	母の疲労度への気づきを促し、休息のために母一人で外出することを提案 ケア対象者の緊急時連絡先を CSW と共有

ケースの状況や課題

ケア対象者は 20 代で発達障がいの診断がある女性です。大学中退後、アルバイトは数日で辞めてしまい、自宅に引きこもる生活を続けています。時折、不安で混乱した際に自殺をほのめかす言動があります。主たるケアラーは母で、フルタイムの就労とケア対象者に寄り添いきれないというしろめたさに苦しんでいます。

ケア対象者が希死念慮により保健所に連絡を取り、そこから CSW を紹介され、CSW から母の相談先としてリートを紹介されました。

CSW が**ケア対象者**の緊急時に SOS を出せる場所として、またリートが母支援としてかかりました。母一人が抱え込まない重層的な支援構造を構築することで、母が自分の休息と楽しみの時間を持つことができつつあり、本人も一人で時間を過ごすことに自信を持ち始めています。

ケア対象者及びケアラーの状況

ケア対象者	20 代の発達障がい が ある女性です。大学を中退後、アルバイトを始めましたが、数日で辞めてしまい、自宅に引きこもる生活を続けています。 本人は自殺をほのめかす言動が見られます。また、父と兄とはほぼかわりがありません。
ケアラー	本人の母です。フルタイム勤務をしています。
父	公務員(管理職)です。
兄	県外在住です。

ケアラーが直面した具体的課題

ケアラーはフルタイムで勤務しており、**ケア対象者**の不調や要望に合わせて仕事を休むことが難しい状況です。**ケア対象者**に寄り添いたい気持ちと、任されている仕事との間でどのように対応すればよいか悩んでいます。ケア対象者の状況が改善しないことを、自分の責任だと感じているようです。また、**ケア対象者**の幼少期から学生時代にかけて、本人の思いや苦しさに気づいてあげられなかったのではないかと自責の念を抱いています。

ケアラーには、**ケア対象者が他の支援者**とつながってほしいという願いはありますが、**ケア対象者**は感覚過敏やコミュニケーションの不安から、家族以外との関わりを拒んでいます。

時折、**ケア対象者**からの呼び出しや希死念慮により、**ケアラー**がやむを得ず仕事を早退しなければならないこともあります。

実施した取組・かかわり

(CSW・リートとしてのケア対象者とケアラーへのかかわり)

ケア対象者が希死念慮により保健所に電話相談をしたところ、地域の相談場所として CSW を紹介されました。その後、ケア対象者と CSW は数回にわたり面談を重ねています。

ケア対象者は発達障がいの診断を受け入れることに抵抗があるため、CSW からケアラーへの相談先としてリートが紹介されました。

リートでは、発達障がい者支援の視点から、ケア対象者へのアプローチを慎重に進めつつ、ケアラーとの面談を継続しています。さらに、面談を重ねる中で自宅訪問を行い、ケア対象者との顔合わせも実施いたしました。

関係者等の動き

関係機関	CSW は、緊急時などに SOS を出せる支援機関として、ケア対象者にかかわりました。 医療機関は、ケア対象者に対し、心理検査の実施や発達障がいの診断を行いました。現在はケアラーのみが代理受診をしている状況です。 リートは、ケアラーへの発達障がいの心理・社会的理解の場を提供しています。また、自立へ向けた支援をケア対象者とケアラーに行っています。
------	--



支援メニュー（相談支援事業所から世帯）

ケアラーとの継続的な面談（本人理解、特性理解、対応方法の検討など）を進めるとともに、同じような状況の家族の集まりの場や、定期的な情報（講座）の提供を行いました。また、自宅訪問などにより継続的な**ケア対象者**との関わりを持ちました。

結果

ケアラーは、心理的負担が軽減されたことで、罪悪感を抱きすぎることなく、自分の時間を持てるようになりました。それに伴い、**ケア対象者**も一人で過ごすことへの不安が和らいでいます。また、**ケアラー**の定期的な相談場所としてリートを利用し、**ケア対象者**の緊急時には CSW が連絡先となるよう役割を分けることで、家族全体を重層的に支える体制が整いました。

ケアラーはリートが主催する家族の集まりに、**定期的に参加**するようになっています。さらに、発達障がいの理解を深めるための講演会にも**ケアラー**は参加し、知識を広げています。

ケアラー支援に関する今後の課題・改善点

今後、このような相談が増加していくことが予想されるため、**ケア対象者**への支援と並行して、ケアラーに対する精神的なサポートも一層求められております。

特に引きこもりの家族を持つビジネスケアラーにとっては、職場に家庭内の困りごとやそれに伴う業務調整を相談することが大きなハードルとなっていると考えられます。



(4) 事例：孤立していく外国にルーツのある中学生への支援

キーワード：相談支援の視点、外国にルーツ、ヤングケアラー、不登校

概要

ケアラー（中学生）、兄（高校生）、兄（社会人）、父（50 代）、母（50 代）の外国にルーツのある 5 人世帯です。ケア対象者は、母であり、日本語をうまく話せないため、自宅で過ごすことが多く、孤独や不安から体調を崩し、救急車要請を繰り返しています。病院の付き添いや様々な手続き等に、ケアラーが学校を休んで通訳として同行することが多く、結果的に不登校になっています。

関連する基本施策

基本施策1	外国にルーツのある世帯の地域で孤立しやすい現状について、地域の理解と暖かな見守りと気に掛ける気持ちの促進
基本施策3	学校や医療機関での早期発見と相談先の確保が必要

ケースの状況や課題

ケア対象者は日本文化に馴染めないことから不安を抱き、その結果、うつ病を発症しています。頻繁に救急要請を行い、さまざまな心身の不安から過度な通院を続けています。そのため、ケア対象者の不安や通院同行のため、ケアラーが学校を休むことがさらに増え、学習の遅れや社会・地域との関わりが乏しくなっています。結果として、ケアラーが、自分の通学よりケア対象者のケアを選択し、それがこの家族におけるケアラーの役割となりました。

世帯全体は経済的に困窮しており、就労している父や兄が、ケア対象者のケアを担うことは難しい状況です。

ケア対象者及びケアラーの状況

ケア対象者	一家の母です。50代、外国にルーツがあり、日本語が苦手です。うつ病(精神障がい者保健福祉手帳 2級 ※関わり当初は未所持)があります。過去にファストフードにてアルバイトの経験はありますが、今は就労していません。
ケアラー	ケア対象者の息子です。中学生で外国にルーツがあります。日本語はできますが、漢字は書けません。母へのケアから不登校状態です。将来、料理に関する仕事に就きたいそうです。

ケアラーが直面した具体的課題

ケア対象者の同行(通院)や、精神的に不安定な状況から、ケアラーが学校を休んでケアをすることが増えていきました。一家において、ケア対象者への対応が、ケアラーの役割となり、それが不登校の理由となっています。

また、「外国にルーツのある世帯であること」、「ケア対象者が日本語が苦手であること」、「不登校」が影響し、ケアラーは漢字が書くことができない状況(藤沢市も書けませんでした)です。そのようなことが、結果として、学業の遅れにつながりました。

さらに、ケアのため、学校を休むようになり、家族以外と関わる機会も減り、学校や地域から孤立していきました。

実施した取組・関わり(CSWとしてのケアラーへのかかわり)

ケアラー支援として、定期面談、同行支援、伴走型支援の実施、学習支援事業の提供を行いました。また世帯全体には、経済面について支援先の情報提供、ケア対象者への支援として、日本語教室紹介、定期的面談による不安の解消、地域での居場所探しを行いました。

関係者等の動き

市民等	地域の縁側が、 ケア対象者 にとって地域で唯一の居場所となっています。また、ボランティア団体が主催する日本語教室は、 ケア対象者 の日本語学習に役立つ可能性がありましたが、本人の意向により、一度の利用で終了いたしました。
関係機関	CSW 及びバックアップふじさわとして、ケアラーに対しては、ケアラーの興味・関心についてとことん付き合う(ひとりではないことを本気で伝えること)こと、地域での居場所を作ること、相談できる大人の存在を感じてもらうことを考え、かかわりを持ちました。世帯支援として経済面について支援先の情報提供、ケア対象者の地域での居場所や役割を探しました。 また、CSW、バックアップふじさわ及びふじさわボランティアセンターの連携において、ケア対象者の必要に応じた通院サポートも行いました。 さらに、医療機関については、ケア対象者の受診(病院での外国語通訳の調整)及び入院対応を担っていただきました。
学校等	ケアラーの登校時のサポート体制を整えました。

支援メニュー(CSW からケアラーとケア対象者)

ケアラーについては、自宅への定期訪問・面談及びケアラーとのコミュニケーションを図りました。また、ケアラーの**好きなこと支援**や、地域での居場所と学業の遅れの対策として学習支援事業の活用しました。

ケア対象者については、地域での居場所づくりの一環として、地域で外国料理を作る場を設けました。



結果

伴走型支援(とことん寄り添うこと)を継続し続けたことによって、母の不安やケアラーの孤独・孤立の解消に**つながりました**。世帯として大きな変化はないものの、ケアラーとケア対象双方に対しての関わりを続けたことで、母は数年ぶりに短時間でのアルバイト(スーパー惣菜づくり)、ケアラーは将来の夢(**料理**)に向けて高校に進学することができました。

その後、母のみ一旦母国へ帰国(結局、数カ月後に母国での生活も落ち着かず再度日本に戻ってくるが)し、ケアラーは成人後、正職員として大手飲食店に就職し、社会人として働いています。ケアラーは自身の力で、このような状況を乗り越えていきました。

ケアラー支援に関する今後の課題・改善点

外国にルーツのある人のなかには、日本文化・地域に馴染みにくい人もいます。その結果、様々な困りごとを抱え、相談することができずに、家庭内での関わりしか持てなくなり、**抱え込む人**が多い状況です。

このような状況から、多国籍文化の交流や、単発のイベントに留まらない日常的なつながり持てる場など、外国にルーツのある人と地域を結び付けられるような仕組みが必要です。

ケアラーのコメント

「色々つらいこともたくさんあるけど、ふと空を見上げたら、星がすごくきれいで、なんかいいなと思って。それから星が凄く好きで…。なんとかなるなって思えたんです。」とのことでした。



(5) 事例：常勤登用後に家族状況の変化により離職したケース

キーワード：事業主の視点、ビジネスケアラー、介護離職

概要

パート勤務から常勤へ登用され、仕事と介護の両立が軌道に乗り始めていた従業員の事例です。事務所として柔軟な勤務調整で支援していましたが、家族の転倒・骨折による介護負担の急増と業務量の増加が重なり、離職を余儀なくされました。

関連する基本施策

基本施策1	職場内での相互理解
-------	-----------

ケースの状況や課題

ケアラーは当初、家族の介護と両立するためパート職員として勤務していました。仕事への自信がつき、介護状況も一時的に安定したため、**ケアラー**の希望もあり常勤職員（正社員）へ登用しました。平日の通院同行等のため、日中に仕事を抜ける必要がある場合も多くありましたが、事業所内で勤務時間を調整し、両立を応援できる体制をとっていました。

しかし、常勤となり責任ある業務が増え始めた矢先、介護対象である家族が転倒により骨折、入院し、退院後も以前より高いレベルのケアが必要となり、在宅での介護負担が激増しました。「仕事の責任」と「介護の現実」の板挟みとなり、精神的にも追い詰められてしまいました。



ケア対象者及びケアラーの状況

ケア対象者	高齢の家族(親)です。当初は状態が安定していましたが、転倒・骨折を機に要介護度が上がり、常時の見守りやケアが必要となりました。
ケアラー	ケア対象者の娘です。40代の自社従業員です。パートから常勤へ転換しました。

ケアラーが直面した具体的課題

常勤としての業務責任の増加と、突発的な介護負担の増加(通院頻度増、身体介助増)が同時に発生し、時間的拘束に加え、精神的な余裕が失われました。

実施した取組・かかわり(事業者としてケアラーへのかかわり)

平日の通院同行や緊急時の対応ができるよう、シフトの変更や中抜けを柔軟に認める体制を整えました。**ケアラー**が不在の際には、他のスタッフが業務をカバーできるようチーム内で情報共有を徹底し、「お互い様」の風土づくりに努めています。

また、一度は「パートに戻る」という選択肢も提案しましたが、**ケアラー**が常勤として築いたキャリアや自信を尊重し、可能な限り常勤のまま働き続けられる方法を模索いたしました。

関係者等の動き

事業者	勤務時間の調整、業務量の配慮、配置転換の検討、 ケアラー との面談・相談を実施しました。
-----	---

支援メニュー(事業者からケアラー)

勤務配慮(フレキシブルな対応)、相談対応を行いました。

結果

残念ながら「退職(介護離職)」という結果になりました。会社としては「パートに戻って負担を減らす」という選択肢も提示し、雇用を継続したい意向を伝えましたが、本人の中には「一度常勤として認められたのに、またパートに戻る」ことへの心理的な抵抗感や、「職場にこれ以上迷惑をかけられない」という自責の念が強く、最終的に退職を選択せざるを得ませんでした。

結果として、離職者1名で、会社として貴重な戦力を失いました。**ケアラー**もキャリアの中断を余儀なくされました。

ケアラー支援に関する今後の課題・改善点

柔軟な働き方(制度)を用意するだけでは、ビジネスケアラーの離職は防げないことを痛感しました。

「パートに戻る」ことを「後退」と捉えさせないキャリアパスの提示や、介護休業を「キャリアの充電期間」とポジティブに捉えられるような、心理面・金銭面でのより手厚い公的支援や社会的土壌が必要だと感じました。



7 資料編

(1) ケアラー支援に資する事業

～2026 年(令和 8 年)1 月 15 日時点の庁内調査の結果による～

下記の各事業の情報については、次の URL からご覧ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/koreifu/carers/index.html>

① ケア対象者が利用できる制度[ケアラーのレスパイト(休息)のため]

a	事業等の名称	子どもの生活支援事業
	担当課等	こども家庭センター
	内容	経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象に夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場所として、居場所の提供、食事の提供等を行います。
b	事業等の名称	子どものショートステイ事業・トワイライトステイ事業
	担当課等	こども家庭センター
	内容	子育て中の保護者が出産・残業・出張・冠婚葬祭などの理由で、ご家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、短期間、実施施設において子どもの養育を行います。宿泊で預かるショートステイと、夕方から夜にかけて預かるトワイライトステイがあります。
c	事業等の名称	日中一時支援
	担当課等	障がい者支援課
	内容	日中一時支援事業は、藤沢市地域生活支援事業のうち、障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を確保すること及び障がい者等の家族の一時的な支援を目的としています。
d	事業等の名称	短期入所
	担当課等	障がい者支援課
	内容	一時的に宿泊を伴ったサービスで、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
e	事業等の名称	在宅難病患者一時入院事業(神奈川県の実業)
	担当課等	保健予防課_神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
	内容	難病患者さんの在宅生活を支えているご家族などの介護者が、ご自身の病気や事故などの理由により一時的に介護ができなくなった場合、患者さんが協力病院へ短期間入院できます。

② ケアラーへの心身のケア

a	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活に困りごとを抱える方やそのご家族、関係者の皆さまからのご相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。ひきこもりや住まいの問題、ごみ屋敷の状態、就労やお子さまの学習支援など、多様で複雑な課題にも対応し、自立に向けた総合的な支援をいたします。
b	事業等の名称	学校生活・学校教育についての相談
	担当課等	教育指導課(藤沢市学校教育相談センター)
	内容	電話や来所での教育相談に応じます。各学校には決まった曜日に、スクールカウンセラーがおります。学校の担当者を通して相談をすることができます。また、学校からの相談の申し込みを受けて、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭等の環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築に基づく支援を行っています。
c	事業等の名称	子ども・子育て・青少年に関する相談
	担当課等	こども家庭センター
	内容	「子育ての不安や悩み」、「育児でストレスがたまっている」、「子どもを必要以上に叱ってしまいそう」、「子ども本人からの相談」など、相談員がさまざまなご相談をお受けしますので、お気軽にご利用ください。※ご相談の秘密は守ります。
d	事業等の名称	ひとり親家庭相談
	担当課等	子育て給付課
	内容	ひとり親家庭のみなさんが必要な支援を受けられるよう、ひとり親になる前から、ひとり親になった後も、母子・父子自立支援員が相談に応じます。相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。
e	事業等の名称	精神保健に関するご相談
	担当課等	保健予防課
	内容	「最近、ぐっすり眠れない、明け方目が覚める」、「ストレスを感じたり、気持ちが沈む」、「イライラする、不安だ」など、電話、来所、訪問でのご相談をお受けしています。また、精神科などに受診されたことがない方を対象に、嘱託医(精神科医)による相談(予約制)も行っています。

③ ケアラーの人生設計と一緒に考える支援

a	事業等の名称	一緒に考える『働き方相談室』～キャリアカウンセリング～
	担当課等	産業労働課
	内容	仕事や働き方についての悩みは実はいろいろあるものです。でも、身近に相談できる人は、なかなかいないかもしれません。Fプレイスでは、一緒に考える働き方相談室として、個別のキャリアカウンセリングを50分間無料で受けることができます。
b	担当課等	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	事業等の名称	地域福祉推進課
	内容	生活に困りごとを抱える方やそのご家族、関係者の皆さまからのご相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。ひきこもりや住まいの問題、ごみ屋敷の状態、就労やお子さまの学習支援など、多様で複雑な課題にも対応し、自立に向けた総合的な支援をいたします。

④ ケアラーへの学習支援

a	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活に困りごとを抱える方やそのご家族、関係者の皆さまからのご相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。ひきこもりや住まいの問題、ごみ屋敷の状態、就労やお子さまの学習支援など、多様で複雑な課題にも対応し、自立に向けた総合的な支援をいたします。

⑤ **ケアラー**の就労に関する支援

a	事業等の名称	就労支援・資格取得講座のご案内
	担当課等	産業労働課
	内容	Fプレイスでは、自立や就労に困難を抱える方や安定した就労を希望する方等を支援するための就労支援セミナーや資格取得講座等を年間で開催しています。藤沢市に在住、在勤、在学の方はお申し込みいただけますので、ぜひご利用ください。
b	事業等の名称	若者しごと応援塾「ユースワークふじさわ」
	担当課等	産業労働課(認定NPO法人ユースポート横濱)
	内容	仕事のこと、学校のこと、ひきこもりなど、社会生活に悩みを抱える若者の自立・就労を支援する相談窓口です。一人ひとりの状況に合わせて、きめ細やかにサポートします。
c	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活に困りごとを抱える方やそのご家族、関係者の皆さまからのご相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。ひきこもりや住まいの問題、ごみ屋敷の状態、就労やお子さまの学習支援など、多様で複雑な課題にも対応し、自立に向けた総合的な支援をいたします。

⑥ ケアラーとその家族への経済的支援

a	事業等の名称	生活保護
	担当課等	生活援護課
	内容	生活保護は、日本国憲法第25条に基づく制度で、収入や資産が一定の基準を下回り、さまざまな支援を受けても生活が困難な方に対して、健康で文化的な最低限の生活を保障します。また、生活状況に応じて自立を支援します。病気やけがで働けなくなったり、収入を得ている方と離別した場合など、生活が苦しくなったときは、どうぞ早めにご相談ください。
b	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活に困りごとを抱える方やそのご家族、関係者の皆さまからのご相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。ひきこもりや住まいの問題、ごみ屋敷の状態、就労やお子さまの学習支援など、多様で複雑な課題にも対応し、自立に向けた総合的な支援をいたします。
c	事業等の名称	就学援助制度
	担当課等	学務保健課
	内容	公立小中学校に就学しているお子さんがいる家庭で、経済的な事情で就学にお困りな家庭に対して学用品費や給食費など就学にかかる費用の一部を援助しています。
d	事業等の名称	特別支援教育就学奨励制度
	担当課等	学務保健課
	内容	特別支援学級に在籍する児童生徒について保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資することを目的とした制度です。
e	事業等の名称	給付型奨学金制度について
	担当課等	教育総務課
	内容	意欲と能力のある子どもたちが、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会が得られるよう、返済の必要のない給付型奨学金制度を実施しています。

f	事業等の名称	児童手当
	担当課等	子育て給付課
	内容	児童を養育する方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成に資することを目的とした制度です。
g	事業等の名称	児童扶養手当
	担当課等	子育て給付課
	内容	母子世帯・父子家庭等の生活の安定と、自立を促進する事を目的に、父母の離婚・父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。
h	事業等の名称	特別児童扶養手当
	担当課等	子育て給付課
	内容	知的障がいや身体障がい、精神障がいの状態(政令で定める中程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の推進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
i	事業等の名称	自立支援教育訓練給付金
	担当課等	子育て給付課
	内容	母子家庭の母又は父子家庭の父の自発的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定及び就職の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金を支給します。
j	事業等の名称	高等職業訓練促進給付金
	担当課等	子育て給付課
	内容	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関に通学される方に高等職業訓練促進給付金を支給します。養成機関を修了した際には、修了支援給付金を支給します。
k	事業等の名称	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
	担当課等	子育て給付課
	内容	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。

l	事業等の名称	養育者支援金
	担当課等	子育て給付課
	内容	父母に監護されていない児童を養育しているが、公的年金給付などを受給していることにより、児童扶養手当の一部または全部が支給停止になっている養育者に支援金を支給する制度です。
m	事業等の名称	養育費確保支援事業
	担当課等	子育て給付課
	内容	養育費は離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長のために大切なものです。ひとり親家庭の方が養育費を確実に受けとれるよう支援するため、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用や未払い養育費に係る強制執行申立て等を行うための費用を補助します。
n	事業等の名称	若年がん患者在宅療養支援事業
	担当課等	地域医療推進課
	内容	ご自宅で療養している若年がん患者の方々が、住み慣れた自宅で安心して自分らしく生活するための一助となるよう、自宅療養にかかった費用の一部を助成します。
o	事業等の名称	がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費等の助成事業
	担当課等	健康づくり課
	内容	がん患者の方の療養生活の質の向上と、がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現のために、令和5年4月1日からウィッグ・胸部補整具の購入費・レンタル費の助成制度を開始しました。
p	事業等の名称	難病患者支援事業・相談窓口
	担当課等	保健予防課
	内容	難病患者およびご家族の方等が療養生活を送られる際にご利用いただける制度、サービス、相談窓口等があります。利用の際には一定の条件が必要なものもありますので、それぞれの担当機関にお問い合わせください。
q	事業等の名称	生活福祉資金貸付事業
	担当課等	地域福祉推進課(藤沢市社会福祉協議会)
	内容	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

r	事業等の名称	子ども食堂
	担当課等	こども総務課
	内容	地域住民がボランティアで運営し、子どもたちに無料または安価で栄養のある食事と安心できる居場所を提供するコミュニティスペースです。もともとは経済的に困難な家庭の子どもを支援する目的で始まりましたが、現在は子どもだけでなく、高齢者や大人も利用できる*みんなの食卓として、世代間交流や地域交流の場としても機能しています。
s	事業等の名称	所得税、市・県民税、相続税の障がい者控除及び市・県民税非課税基準
	担当課等	障がい者支援課(市民税課)
	内容	障がい者(児)が市・県民税の納税義務者本人、又は納税義務者の同一生計配偶者、又は扶養親族である場合、基準にのっとり所得金額から一定金額が控除されます。また、市・県民税の納税義務者本人が障がい者手帳を持ち、一定の要件を満たすと、市・県民税の非課税措置が適用されます。
t	事業等の名称	軽自動車税種別の減免
	担当課等	納税課
	内容	一定の要件を満たした障害のある方又は障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車で、障がいのある方(身体障がい者に限る)が運転するもの又は障がいのある方と生計を一にする方若しくは障がいのある方を常時介護する方が専ら障がいのある方のために運転するものの種別割を免除します。
u	事業等の名称	下水道使用料の減免制度
	担当課等	下水道計画業務課
	内容	障がい者世帯や児童扶養手当の受給世帯など、申請によって下水道使用料が減額または免除されます。
v	事業等の名称	水道料金の減免制度
	担当課等	下水道計画業務課_神奈川県企業局水道部経営課
	内容	神奈川県の事業です。お客さまからの申請により、県営水道の水道料金の一部が減免されます。

⑦ ケアラーを含む世帯への日常生活の支援

a	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活に困りごとを抱える方やそのご家族、関係者の皆さまからのご相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。ひきこもりや住まいの問題、ごみ屋敷の状態、就労やお子さまの学習支援など、多様で複雑な課題にも対応し、自立に向けた総合的な支援をいたします。
b	事業等の名称	藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	いわゆる「ごみ屋敷」が発生する要因に着目し、その原因の解決をめざすために、行政や支援関係機関が、地域住民からの理解と協力を得ながら居住者自身に対して福祉的・伴走的な支援を行うための指針としてまとめています。
c	事業等の名称	共生型ホームヘルプサービス事業
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	日常生活の支援を必要としながらも、介護保険法等既存の制度ではニーズに対応できない、ケアラー、ひきこもり、若年がん患者などを対象にホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。
d	事業等の名称	日常生活自立支援事業
	担当課等	地域福祉推進課(藤沢市社会福祉協議会)
	内容	判断能力が十分でない障がい者や高齢者の方の書類の預りや日常的な金銭の管理をご本人との契約に基づき、藤沢市社会福祉協議会が支援いたします。
e	事業等の名称	フードバンクふじさわ
	担当課等	地域福祉推進課(フードバンクふじさわ)
	内容	個人・企業等からまだ消費できるにもかかわらず廃棄してしまう食品を提供していただき支援を必要とされている生活困窮者(ひとり親世帯)に届ける活動、及び社会的孤立者の社会参加の支援を行い就労につなげることをめざします。

f	事業等の名称	子育て世帯訪問支援事業(複数の委託先あり)
	担当課等	こども家庭センター
	内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。
g	事業等の名称	障がい児に関する相談窓口・各種福祉サービス受付
	担当課等	こども家庭センター
	内容	こども家庭センターでは、18歳未満の障がいのある子ども、障がいがあると思われる子どもの相談受付や障がい児の福祉サービス利用の相談、障がい者手帳の申請・交付などを行っています。
h	事業等の名称	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)
	担当課等	高齢者支援課
	内容	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)は、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の皆さんを支える機関です。
i	事業等の名称	もしものときに備えて(認知症)
	担当課等	高齢者支援課
	内容	認知症に関する基礎知識、相談窓口、当事者・家族会などの情報を提供しています。
j	事業等の名称	障がいに関する相談(相談支援事業、虐待防止など)
	担当課等	障がい者支援課
	内容	障がい者支援課は、身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付申請や、介護給付・訓練等給付の支給申請、補装具の申請など、障がい福祉に関する申請及び相談窓口となっています。また、藤沢市委託相談支援事業所では、藤沢市内在住の障がいのある方やその家族の生活を支援するため、日常生活の困りごと(暮らしのこと、仕事のこと、将来のことなど)、障がい福祉サービスなどの紹介、情報提供などを行います。
k	事業等の名称	難病患者支援事業・相談窓口
	担当課等	保健予防課
	内容	難病に関する患者・家族会や、各種相談窓口を相談窓口を紹介しています。

l	事業等の名称	精神保健に関するセミナー・講演会・教室等
	担当課等	保健予防課
	内容	統合失調症、うつ病等の精神疾患で療養しているご本人やご家族の方、一般の方を対象とした教室、講座、講演会を開催しています。
m	事業等の名称	精神保健に関するご相談
	担当課等	保健予防課
	内容	「最近、ぐっすり眠れない、明け方目が覚める。」、「ストレスを感じたり、気持ちが沈む。」、「イライラする、不安だ。」など精神保健担当では、電話、来所、訪問でのご相談をお受けしています。ひとりで悩まず、まずはご連絡ください。
n	事業等の名称	ひとり親家庭等日常生活支援
	担当課等	子育て給付課
	内容	ひとり親家庭の親が修学や傷病等を理由として、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に家庭生活支援員を派遣します。

(2)パブリックコメントの実施状況

① 実施概要

件名	藤沢市ケアラー支援推進計画(案)
公募期間	2025年(令和7年)11月11日から 2025年(令和7年)12月15日まで
資料の閲覧場所	地域福祉推進課、市役所総合案内、市政情報コーナー、 各市民センター、各地域包括支援センター、各障がい者 地域相談支援センター、市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ 10月25日号、市ホームページ、LINE
意見等を提出 できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、 その他利害関係者
意見の提出方法	所定の意見提出書または任意の用紙により、郵送・ FAX・持参・藤沢市ホームページの意見提出フォームの いずれかの方法で提出

② 実施結果

a 意見提出状況

項目	件数
(a)郵送	0件
(b)FAX	0件
(c)持参	0件
(d)ホームページ	5件
合 計	5件

b 意見の内訳

項目	件数
(a)基本理念	0件
(b)めざす将来像	0件
(c)市の責務及び市民などの役割等	0件
(d)基本施策	4件
(e)その他	2件
合 計	6件

c 提出された意見の内容と市の考え方について

「(d)基本施策」について

類型化した意見・提案	ご意見に対する市の考え方
自治体や担当部門の縦割りにより、子育て支援と介護支援の連携が取れず相談窓口が分散・不明瞭であるため、部門横断の連携を強化し、必要な情報と支援を受けられる体制を整備してほしい。	関係機関などの連携につきましては、「4 計画の構成_ (4)基本施策_③基本施策 3 関係機関等によるケアラーの早期発見と連携の促進」において記載しており、包含しているものと考えております。 ご指摘の自治体間の連携につきましては、機会を見て他市町村に情報提供させていただきます。
AI 技術(会話型 AI、服薬リマインダー、診断支援等)を活用した認知症支援とケアラー負担軽減の仕組みを計画に盛り込んでほしい。地域の医療・介護機関との連携や実証支援を求める。	計画は、理念計画であり、個々具体の事業について、本計画では記載しないこととしております。ご提案の内容につきましては、相談窓口や支援体制の充実を進めていく中で、事業の一つとして検討させていただきたいと考えます。
ケア終了後のグリーフ対応が不足しているため、悲しみを受け止め続けられる静かな居場所(公的施設内のスペース等)やフォローの仕組みが欲しい。	ケア終了後の状況を考えますと、それまで係わっていた関係者が去ることによる新たな孤独・孤立を生むきっかけになる可能性があり、重要な問題と考えます。このことからグリーフケアについては、段階的に検討できるよう計画に追記したいと考えます。
「家庭内でケアラーを確保できない」、「ケアへの当事者意識が得られない」などの問題や、医療・包括支援の側が日常生活を把握せず必要なケアを提供していない点を是正してほしい。	計画の枠組みから今回の計画に盛り込むことは難しいと考えますが、ご意見につきましては、関係部署と情報共有していきます。

「(e)その他」について

類型化した意見・提案	ご意見に対する市の考え方
「ヤングケアラー」に加えて「若者ケアラー」も明記し、文言を統一すべきである。	ご指摘の箇所につきましては、「(4)基本施策_①基本施策 1「ケアラー及びケアラー支援に関する理解の促進」の部分になります。ご指摘のとおり「学校等は、ヤングケアラーへの適切な支援を…」を、条例や、計画案の他の箇所と同様に「学校等は、ヤングケアラーや若者ケアラーへの適切な支援施…」に修正します。
公開の仕方に関するご意見	今後の参考にさせていただきます。

※ いただいたご意見は、類型化し回答しています。

※ ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

(3) 藤沢市ケアラー支援協議会

① 2025 年度(令和 7 年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員 名簿

No.	氏名(敬称略)	選出母体等	選出区分 【規則第 5 条】
1	大西 剛	藤沢市地域包括支援センター 連絡協議会	関係機関及び民間支援 団体に属する者
2	長岡 豊和	藤沢市居宅介護支援事業所 連絡協議会	
3	深見 勝弘 (副会長)	藤沢市障がい児者ヘルパー 事業所連絡会	
4	山田 大悟	特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク	
5	和田 健太郎	藤沢市精神障がい者 地域生活支援連絡会	
6	大慈 めぐみ	藤沢市訪問看護ステーション 連絡協議会	
7	北野 範之	藤沢市社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー	
8	松本 眞理子	藤沢市民生委員児童委員 協議会	
9	後藤 智子	小学校長会(天神小学校)	
10	大川 千幸	中学校長会(高倉中学校)	
11	伊草 光一	若年性認知症本人と家族の会 「絆会」	ケアラー又は元ケアラー
12	樺山 枝里	ひとりやないで！～統合失調症 の親と向き合う子向け家族会～	
13	中澤 美子	チャレンジⅡ ご家族向け日中活動事業	
14	田中 誠実	藤沢商工会議所	市内企業に属する者
15	興邊 義人	湘南地域連合	労働者団体に属する者
16	青木 由美恵 (会長)	関東学院大学看護学部	学識経験のある者

② 藤沢市ケアラー支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(令和6年藤沢市条例第46号。以下「条例」という。)第10条第2項の規定に基づき、藤沢市ケアラー支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関又は民間支援団体に属する者
 - (2) ケアラー又はケアラーの経験がある者
 - (3) 市内に事業所を有する企業又は地域経済団体に属する者
 - (4) 労働組合に属する者
 - (5) 学識経験のある者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴収)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部地域福祉推進課において処理する。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後最初に招集される会議及び会長が第5条の規定により互選される前に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

③ 計画の策定経過

開催日	内容
2025 年(令和 7 年)	
5 月 19 日(月)	第 1 回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 市からの報告事項 (a) 条例及び協議会について (b) 令和7年度年間スケジュールについて b 情報交換について (a) (仮称)ケアラー支援計画について (b) 各種調査からのケアラーの状況と着目すべき点について
7 月 1 日(火)	第 2 回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 第 1 回協議会の確認について b 【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)について c ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について
8 月 5 日(火)	第 3 回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 第 2 回協議会の確認について b 【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について c ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について

開催日	内容
2025 年(令和 7 年)	
10 月 22 日	第 4 回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 第 3 回協議会の確認について b (改)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について c パブリックコメント及び議会報告等について
2026 年(令和 8 年)	
1 月 13 日(火)	第 5 回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 第 4 回協議会の確認について b パブリックコメントの結果について c ケアラー支援推進計画(最終案)について d ケアラー支援シンポジウムについて

藤沢市ケアラー支援推進計画

発行 2026 年(令和 8 年)●月

藤沢市 福祉部 地域福祉推進課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL:0466-50-3544

FAX:0466-50-8415

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/koreifu/index.html>

主催：藤沢市 ケアラー支援推進シンポジウム（案）

1 目的

「藤沢市ケアラー支援推進計画」の策定に伴い、計画のめざす将来像である、「ケアをされる人もする人もどちらも大切にされ、誰からも差別されることがなく、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生をおくれる社会」の実現に向け、ケアラーの置かれている状況やケアラー支援の必要性などについての理解を深める

2 概要**(1) 日時**

2026年3月14日（土）※入退場自由

開場：午前9時30分

開会：午前10時～途中休憩～閉会：午前12時30分

(2) 場所

藤沢市役所 本庁舎5階 5-1・5-2 会議室

定員：60人（事務局含め会場のキャパシティは72人）

(3) 対象者／参加方法

市民（民協等の地域団体）、福祉関係者

※会場参加のみ事前予約制（先着順）・無料

(4) 開催方法

会場及びオンラインとしてハイブリット形式

（※後日アーカイブ配信の可能性もあり）

(5) 告知・広報

- ・（市）広報ふじさわ／HP／プレスリリース／チラシ配架／LINE／
- ・（ご協力のお願い）各団体内での参加依頼／チラシ配架

(6) テーマ

「ひとりにしない、社会で支える！

～地域共生社会におけるケアラー支援のネットワーク～」

3 内容

(1) 市からの計画趣旨説明／藤沢市ケアラー支援推進計画について

(2) 基調講演

講演者：青木教授(関東学院大学)

「地域共生社会におけるケアラー支援のネットワーク構築について」

➤ 藤沢市ケアラー支援協議会会長。看護師・博士(経済学)で、認知症高齢者と家族への支援、ヤングケアラー・若者の介護者の支援、リフレクションに関する研究を専門としています。

(3) パネルディスカッション：3名

テーマ「ケアラーの方々へ、いかに情報を届けるか？」

藤沢市周辺で、ケアラー支援を実践している方々(団体)の実践例及び元ケアラー当事者からの体験談を交えたパネルディスカッション。

4 タイムテーブル(案)		
8:30	会場設営・リハ	
9:30	開場	ナレ注意事項 司会：
10:00(5分)	開会／開会あいさつ	挨拶：理事者(市長)
10:05(10分)	(1)市の説明(計画・本会趣旨)	説明：横田参事
10:15(50分)	(2)基調講演	青木様
11:05(5分)	途中休憩	
11:10(75分)	(3)パネルディスカッション(65分+質疑応答10分)	・3名+基調講演者 青木様(進行)
12:25	閉会あいさつ	閉会挨拶：古郡部長
12:30	閉会	

5 調整事項

■パネルディスカッション

「ケアラー」という幅広いテーマのなかで、こういった分野で悩みを抱えている人がいるのか、どういうサポートがあるのか、具体事例から探る。

合わせて、市・関係者等は、悩みを抱えている人の声をどのようにして拾うのか、基調講演者の司会によりパネラーと意見交換を実施。

【方法】

2・3項目のテーマを決めての意見交換

- 障がい者や高齢者へのケアや、ヤングケアラー、働きながらのケア、ダブルケアなど、情報を届ける側の人と受け取る側（当事者）として分野や立場を超え、情報提供と情報収集について、意見交換をする。

○パネリスト1

株式会社ワーク&ケアバランス研究所

代表取締役 和氣様

- 介護離職ゼロや仕事と介護の両立という社会課題を解決しながら介護者支援を広める活動している方です。

○パネリスト2

絆会 伊草様

- 藤沢市ケアラー支援協議会委員。本人・家族が集い、仲間同士が交流・理解し合い、助け合うことを目的とする「絆会」を設立し、代表として活動しています。

○パネリスト3

障がいのアナ 小川様

- 元養護教諭 × ジャーナリスト。「声なき声を、ことばに」をテーマに、福祉と社会の架け橋として活動している方です。

以 上

情報交換シートまとめ

1 ケアラー本人に情報を届ける方法や場所で良いと考えられるもの

項目	内容(まとめ)
学校・教育機関での発信	◆ 学校(小・中・高・大)での情報発信 ◆ 放課後児童クラブなどでの周知 ◆ 学校の授業での講話
広報・定期刊行物・公式チャンネル	◆ 「広報ふじさわ」などで定期的に情報提供 ◆ 市のHPや公式LINEなどの活用に関する検討
SNS・デジタルコンテンツ・オンライン	◆ SNSやメールでの周知、団体などを巻き込んだ発信 ◆ 公式Instagram・Xでのタグ付けや検索対策 ◆ SNSや事務局メンバーによる発信・告知
地域施設・店舗での掲示・配布	◆ 市役所・市民センター・図書館・包括支援センターなどでのチラシ配布・掲示 ◆ 医療機関受付や協力店(スーパー・コンビニ・薬局など)での資料設置 ◆ 商業施設や町内イベントなどでの啓発
日常生活の接点(民間事業所・職業経路)を活用	◆ 不動産業者・リフォーム会社・理美容室・タクシーなど、生活の節目で気づきを促す名刺サイズ相談カードの配備 ◆ クリニック・薬局・コンビニ従業員の気付きと行動を促すチャート整備
トイレなどプライベートな掲示場所での周知	◆ トイレ個室の扉などに名刺サイズチラシや相談先掲示
当事者が集まる場・居場所づくり	◆ ケアラー当事者会の継続開催・対面・オンライン併用 ◆ 家族会・子ども食堂などケアラーが集まりやすい場所でのパンフ配布

項目	内容(まとめ)
訪問系専門職を通じた直接案内	◆ 訪問看護師や訪問ケア職からのチラシ手渡し ◆ 連携室職員・訪問看護師・福祉関係職による対象者への直接案内
呼びかけ文言・表現の工夫	◆ 「ヤングケアラー」と呼ばず「家族のお世話をしている君へ」といった呼びかけ
その他(庁内連携・先進事例活用)	◆ デジタル戦略課などとの庁内連携や、他自治体先進事例の情報収集・広報専門家の活用検討

2 ケアラーへの理解やケアラー支援の重要性を情報提供する際に考えること

項目	内容(まとめ)
定期的・継続的な広報・イベント	◆ 継続的な情報提供(広報ふじさわなど、3～4か月に1度) ◆ 市民参加型シンポジウムの定期開催(地域分散)
経済・労働視点での周知(企業連携)	◆ 商工会議所や企業と連携した「福利厚生・介護離職防止セミナー」やBCP(事業継続計画)の一環での情報発信
視覚・ストーリーテリング手法	◆ 1ページ漫画や1分程度のショート動画などの制作・配信による共感喚起 ◆ ミニドラマの作成による情報提供
若年層・学生の巻き込み	◆ 興味ある学生や若者の協力(学生と市長・市議の意見交換会など)による波及
ケアラーへの「気づき」促進	◆ ケアラーの定義周知による自己認識の促進
行政・医療・民間設置による周知	◆ 行政機関・医療機関・協力が得られる民間店舗(スーパー・コンビニ・郵便局など)での資料設置と広報掲載
発信手法そのものの検討	◆ 情報の発信方法の見直し・工夫の必要性
日常接点での啓発・イメージ払拭	◆ 「ケアラー＝老親介護」の誤ったイメージ払拭と、商業施設や町内イベントなどでの啓発
対象セグメントを意識した企画設計	◆ 公共ホールでの講演などは関心層に偏るため、届けたい市民セグメントを明確化し、手法の選定が必要
第三者(周囲の人)への知識普及	◆ ケアラー当事者の近くにいる第三者がケアラーの知識を持つことの重要性

項目	内容(まとめ)
周知期間・推進者の 制度化	◆ 「ケアラー理解啓発デー」などの特定期間設定と 普及啓発推進者の位置付け
生涯学習など既存制 度の活用	◆ 医療・教育・福祉・職場での理解促進に藤沢市 生涯学習出張講座を活用
地域の小さな助けと 行政枠の連携	◆ 行政の大きな枠組みと友人・知人の小さな手助 けの組合せによる支援

情報交換シート(全文)

委員	設問1:ケアラー本人に情報を届ける方法や場所で良いと考えられるもの	設問2:市民一般に向け、ケアラーへの理解やケアラー支援の重要性を 情報提供する場合考えられること
北野委員	通常の周知ではなく、取りに行く情報ではない方法がよい。若者が見ているコンテンツetc.との連携が必要。SNSなど流し見できるようなもののイメージ。	・周知、理解と目的としたミニドラマのようなものを作成し、情報提供する。
深見委員	・SNSやメールなどの手段。繋がりのある団体等(学校や当事者団体、ケアラー支援を行っている団体など)を巻き込む形で伝えることができると効果的だろうと感じます。 ・あとは月並みですが、学校の授業でお話しさせていただくことでしょうか。 ・また、別の方法としては、不動産業者、リフォーム会社、理美容室、タクシーなど、市民が生活の節目や日常会話で「困りごと」を吐露しやすい場所。 ・(理由・イメージ)「介護の相談」として役所に行くのはハードルが高いですが、「手すりを付けたい(リフォーム)」や「親の世話で疲れていて(美容室での会話)」といった場面は、潜在的なケアラーを発見しやすいポイントです。こうした民間事業所に、名刺サイズの「相談カード(QRコード付)」を設置し、店員から手渡してもらう仕組みは、無関心層や行政情報が届かない層への有効なルートになると考えます。	【視点1:経済・労働環境からのアプローチ(介護離職防止)】 一般市民(特に現役世代)にとって「福祉」は他人事になりがちですが、「仕事と介護の両立」は切実な問題です。商工会議所や企業と連携し、「福利厚生・介護離職防止セミナー」や「BCP(事業継続計画)」の一環としてケアラー支援の情報を発信することを提案します。「福祉のため」ではなく「働き続けるため・会社を守るため」という文脈であれば、企業経営者や従業員等の関心を引きやすく、結果として支援の重要性が広く伝わると考えます。 【視点2:視覚・ストーリーからのアプローチ(漫画・動画)】 文字情報の多い広報紙やHPは、当事者意識のない層には届きにくい現状があります(今回の当事者会の件など)。そこで、「ケアラーあるある」を描いた1ページ漫画や、1分程度のショート動画を作成し、SNS広告や駅・市役所のデジタルサイネージで流す手法が有効です。「制度の説明」ではなく「共感できるストーリー」で見せることで、「もしかして自分(や隣人)のことかも?」という「自分事化」を促すことができると考えます。
大慈委員	・年代問わずケアラー当事者会は、集まる時間がないのでは?対面、オンラインで集まれる方達は、SOSを出せる方達。恐らく、SOSを出せずに苦しんでいる方達に支援の手を差し伸べる方法が必要。藤沢市のLINEの中で、相談窓口を作れないか? ・ヤングケアラーと呼びかけるのではなく、“家族のお世話をしている君へ”というような呼びかけはどうか? ・児童館や図書館、ゲームセンター。当事者の若者は来なくても、他の子供達が「あの子も困っているのかも」と繋がる可能性はあるかもしれない。 ・自分が困っているからと相談することはなくても、ケア対象者のケアや手続き方法で、ネットやSNS検索することがあるかもしれない。その時に、検索されるようなシステムがあると良い。公式インスタやXでのタグ付け。 ・ネット以外では、例えば、ドラッグストアやスーパーに、いつも買い物に来る子供を見て「もしかして」とアンテナを張ってもらうなど。 ・コンビニ、クリニック、薬局、ドラッグストア、スーパー、商業施設のトイレに、チラシ。女性トイレで見かけるDVなどの相談先のチラシ(名刺サイズや個室扉に貼ってる)がある。同じ様に、ケアラーに関するものもあってはどうか?理想は、トイレ個室の扉に貼るのが良い。 ・クリニック・薬局、コンビニは、ケアラーに気付くことが出来る場所だと思っている。そこで働く人たちが理解を深めるような働きかけ、その方達がケアラーに気付いたらどのようなアクションを起こしたらよいのかをチャート式にするのはどうか? ・最初の窓口での対応が大切。勇気を出して相談に来たのに、少しでも否定的な態度を取ると、二度と相談に来ない。担当部署の方達への教育が重要。 ・藤沢市のYouTube、SNSで発信 ふじきゅんに登場してもらう。 ・入学式、始業式、修了式、昼休みの放送で伝える? →伝え方を間違えると、正しく理解しないままケアラーという言葉だけが広がり、差別やいじめに発展することもあるかもしれないので、要注意。あくまでも、当事者の子ども達に、困っていることがあれば相談していいんだよというメッセージを伝えるだけにする。	・興味がある学生や若者の力を借りる。学生と市長・市議との意見交換会など。発信方法にも詳しく、発信力もあると思う。若い世代の理解をもとめ、そこから他の世代にも波及していく方が良いかもしれない。当事者ではないと、正直、興味を持ってもらうのは難しい。若い学生達が頑張っていると応援したくなるのが大人達。 ・当事者ではないと、正直、興味を持ってもらうのは難しい。チラシ配布や、講演会をしても、極一部の意識が高い人にしか届かない気がする。自分達に困ることがないと興味を持ってもらえない。ケアラーが増えること、社会や自分達がどのような被害をうけるのか?という切り口から発信する?

情報交換シート(全文)

委員	設問1:ケアラー本人に情報を届ける方法や場所で良いと考えられるもの	設問2:市民一般に向け、ケアラーへの理解やケアラー支援の重要性を 情報提供する場合考えられること
長岡委員	・家族会、子ども食堂など、ケアラーが集まりやすい場所にパンフレットなどを配ったらどうでしょうか。	一般の方にとって、ケアラーの定義がわからないと思うので、「自分もケアラーなんだ」と気づくことを理解してもらうことが大事なかなと思います。
和田委員	・医療機関等の窓口へ資料設置及び、連携室職員や訪問看護師、福祉関係者(相談支援専門員や就労支援等)による対象者への直接的な案内。	・行政や医療機関に加え、協力が得られる民間企業、店舗(スーパー、コンビニ、郵便局など)への資料設置。あわせて、広報へ情報を掲載し、市民への周知を図る。
大川委員	①例えば、病院や市役所、ケアラーの支援団体などにポスターを貼っていただく。 ②藤沢市として、把握しているケアラー関連のサポートしている団体にお話を通しておく。 ③訪問看護師や訪問ケアをされている方からチラシを手渡していただく。	
大西委員	・まず、若い人たちは市のHPや「広報ふじさわ」をほぼ見ないでしょう。市の公式LINEは登録していないといけないわけですが、これも登録する若者は少ないのではないのでしょうか？また、ヤングケアラー・若者ケアラーについては、当事者がそもそも、自覚していないケースが多いので、仮に情報が届いたとしてもこのような会合に足を運ぶかどうかという問題もあります。 ・逆に質問したいのは、藤沢市にはデジタル推進課がありますが、庁舎内の連携でアイデア出しなどとはできないのでしょうか？または他の自治体の取り組みなどの情報収集などは行っているのでしょうか？広報についてはプロフェッショナル方々の助けや、先進事例を参考にするなどが、まずやるべきことではないかと思っています。	・左記に同じです。情報の発信の仕方が課題です。
中澤委員	・友人、知人との日頃からのコミュニケーション。 ・小さなおしゃべりの場。 ・体験者。	・(体験から)行政の大きな枠と友人、知人の小さな輪の組み合わせ。 ・我が家におきたこと(発病、入院、退院、自宅での生活)を話し、「どのように困ったか」「どのような助けが有効だったか」など、その中で行政の枠に入りきれない小さな困りごとをそれぞれが自身のできる範囲でやってくれる(手続き不要)。その小さな手助けがケアラーの大きな支えとなる。
樺山委員	【1. 窓ーゲットの絞り込み】 初回の今回は“ケアラー”という大きな括りで募集をされていたかと思います。ケアラーの定義は広いため、読者に当事者視点を持っていただく工夫が必要かと思いました。(例:どんな困り感を持って参加してよいものなのか、いくつか事例を挙げる。何に対してケアを担う人を参加対象とするのか具体化させる 等) ⇒この絞りこみが不十分ですと、募集段階の集客の他、実施中も、困り感のばらつきが発生し、当事者同士の共感が得られにくくなり“居場所”として感じてもらえることが難しくなってしまう恐れがあります。 【2. 密参加メリットの提示】 当事者会へ参加することで、当事者たちがどんな姿になれるのか(明るい未来が待っているのか)を明確にするとよいかと思います。 【3. 信ぴょう性の構築】 当事者にとって、家庭事情を話すことはハードルが高いことと予想されます。そのため、どんなスタッフ(経歴や専門性をもつ人)が関わり、どのように個人情報を守られるのか、募集段階で主催側の自己開示もある程度必要になるかと思いました。	・「ケアラー」という言葉が独り歩きをしていて(おそらく、老いた親の介護のイメージ)、ケアラーの全体像や実態がつかみにくいのが現状かと思います。 誤ったイメージの払しょくや、ケアラー支援をしないと、どのような不利益が生じるのかを、一般市民の方が気軽に利用するような場所(商業施設や町内イベント等)で啓発できるとよいかと感じました。 ・公共のホールで行うような講演会は、ある程度ケアラーに関心のあるアンテナを張っている方が参加されるため、行政側がどの層の方へ声を届けたいのか、「一般市民」のセグメント分けも必要になるのかと感じました。
後藤委員	・どの家庭にも配布されるものが有効だと思います。 ・また、多くの人の目に触れる場所に掲示できると良いと思います。 ・会に参加された方が、参加して良かったと感じれば、会を重ねる度に参加者数は、増えると思います。定期的に開催することが大切なのではないでしょうか。	

情報交換シート(全文)

委員	設問1:ケアラー本人に情報を届ける方法や場所で良いと考えられるもの	設問2:市民一般に向け、ケアラーへの理解やケアラー支援の重要性を情報提供する場合考えられること
山田委員	・前提として、ケアラーの自覚のない方とある方では、情報を届ける手段等が異なると思います。 ・また、潜在的なケアラーであっても、既に支援者と繋がっているケースもあるので、ケアラー以外の視点でアプローチ(ケアラーであるという自覚を敢えて促さない)も重要だと考えます。 【自覚のない方】 ・普及啓発掲示ポスター内にケアラーのチェックリストを掲載 ・ケアラーの定義を定期的に発信していく 【自覚のある方】 ・支援者や同じ状況の方と繋がるメリットを伝えていく ・支援者や当事者に関わりのある方々が、ケアラーに関する知識を定期的にアップデートする環境を整え、本人との関係の中から適切な情報を伝えていく	・ケアラー当事者の近くに存在する第3者が、ケアラーについての知識を持つことが必要だと考えます ・「自閉症啓発デー」や「障害者週間」のように、藤沢市として「ケアラー理解やケアラー支援」についての特定の期間を普及啓発強化に充てる ・「認知症サポーターキャラバン」の様に、普及啓発推進者を位置付ける ・医療・教育・福祉、職場などで、「ケアラーの理解」についても藤沢市生涯学習出張講座が活用できることを周知徹底する
伊草委員	・学校(小・中・高・大)に情報発信するのは当たり前で、放課後の児童クラブ等にも流すべきだと思います。地域福祉推進課さんで啓発活動用のチラシを作り、市役所・市民センター・図書館・包括支援センター等に配布して展示してもらうようにするのも手かなと思います。 ・今時の若者たちは、PC・スマホでの情報収集・発信は活発にできると思いますが、この問題は最終的には人対人で取り組んでいくしかないと思っています、多分その辺りがネックになるような気がします。	・とにかく、どんな事でも続けていく事が大切だと思います。 定期的に「広報ふじさわ」で情報提供をする(3～4か月に1度)とか 市民の方も参加可能なような、シンポジウムを定期的かつ地域分散的に行うとか
青木委員	014年に「横浜ヤングケアラーヘルプネット」第1回定例会を桜木町で開催し、そこから、毎月第4水曜日の19時から2時間の定例会(対面、オンラインのハイブリッド型)を継続している経験からです。私は事務局のサポート的な位置づけですが、参加登録や申込みは必要なく、メンバーは固定ではありません。少ないと3～4人、多い時は14～15人くらい参加者がいます。当事者の方だけは出入り自由で、「簡単なルール」だけ決めてゆる～く開催しています。仲間外れ感、アウェー感がないように特に新しく来た方が気持ちよくお話し出来るよう、気楽にお話、相談できる雰囲気を作っています。 ・単発の実施は、参加し難いため、定期的に、同じ場所が理想です。 ・上記により認知され、「いつか、調整がつけば参加したい、できる」につながります。また、参加できずとも、そのような場があることに勇気づけられます。 ・平日で、日中よりも夜のほうが若者は参加しやすい印象です。 ・開催情報発信は、SNS、事務局メンバーによる講演会・執筆活動などの機会も認知度の拡大につながっています。	